# 長沼町過疎地域持続的発展市町村計画
# （案）

令和３年度～令和７年度

北海道（夕張郡）長沼町

# 目　　次


１　基本的な事項 …… １
　(1) 長沼町の概況 …… １
　(2) 人口及び産業の推移と動向 …… ２
　(3) 行財政の状況 …… ４
　(4) 地域の持続的発展の基本方針 …… ６
　(5) 地域の持続的発展のための基本目標 …… １２
　(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 …… １３
　(7) 計画期間 …… １３
　(8) 公共施設等総合管理計画との整合 …… １３

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 …… １６
　(1) 現況と問題点 …… １６
　(2) その対策 …… １７
　(3) 事業計画 …… １８

３　産業の振興 …… １９
　(1) 現況と問題点 …… １９
　(2) その対策 …… ２４
　(3) 事業計画 …… ２９
　(4) 産業振興促進事項 …… ３１

４　地域における情報化 …… ３２
　(1) 現況と問題点 …… ３２
　(2) その対策 …… ３３

５　交通施設の整備、交通手段の確保 …… ３４
　(1) 現況と問題点 …… ３４
　(2) その対策 …… ３５
　(3) 事業計画 …… ３７

６　生活環境の整備 …… ３９
　(1) 現況と問題点 …… ３９

(2) その対策 …… ４３
(3) 事業計画 …… ４５

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 …… ４７
(1) 現況と問題点 …… ４７
(2) その対策 …… ５０
(3) 事業計画 …… ５２
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 …… ５４

８　医療の確保 …… ５５
(1) 現況と問題点 …… ５５
(2) その対策 …… ５５
(3) 事業計画 …… ５６

９　教育の振興 …… ５７
(1) 現況と問題点 …… ５７
(2) その対策 …… ５９
(3) 事業計画 …… ６１
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 …… ６１

10　集落の整備 …… ６２
(1) 現況と問題点 …… ６２
(2) その対策 …… ６２

11　地域文化の振興等 …… ６３
(1) 現況と問題点 …… ６３
(2) その対策 …… ６３

12　再生可能エネルギーの利用の推進 …… ６４
(1) 現況と問題点 …… ６４
(2) その対策 …… ６４

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項 …… ６５
(1) 現況と問題点 …… ６５
(2) その対策 …… ６５

## １　基本的な事項

### (1)　長沼町の概況

#### ア　長沼町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

長沼町は、石狩平野の南東部、札幌市から南東へ約３２㎞に位置し、東は馬追丘陵を隔てて由仁町に、北東及び北西は夕張川を隔てて栗山町及び岩見沢市並びに旧夕張川を隔てて南幌町に接し、南は千歳川等を境に千歳市、恵庭市及び北広島市に接する面積１６８．５２ｋ㎡、人口１１，０７６人（平成２７年国勢調査）の農業を基幹産業とした町です。

気候は年間を通して穏やかですが、太平洋及び日本海からの季節風の影響を受け風の吹く日も多く、寒暖の差も大きくなっています。

気温は年間平均７．５℃で、夏は北海道内陸部より若干低く、年間降水量は１，００３．９㎜（過去３０年平均）で、近年は短時間強雨の傾向となっています。

本町の歴史は明治２０年、岩手県人吉川鐵之助らの手による開拓に始まり、度重なる水害、冷害に苦しめられながらも着実に発展を続け、戦後は食料増産と耕地面積拡大のため未墾地開拓が行われ、農業人口の増加とともに農業生産も年々増加し、本町産業の基盤が確立されました。

長沼町の沿革は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 明治２５年２月４日 | 長沼村開村 |
| 明治３５年４月１日 | 北海道２級村制施行 |
| 明治４０年４月１日 | 北海道１級村制施行 |
| 昭和２７年１月１日 | 町制施行 |

本町は札幌市を中心とした道央圏域内にあり、交通網は道央圏と道東圏を結ぶ国道２７４号線及び新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ国道３３７号線のほか、主要道道札幌夕張線、主要道道恵庭栗山線等の道道１１路線により交通の基盤が形成され、札幌市をはじめとする主要都市間の交通の通過点となっています。

このような中、主として町民を対象とした商店、飲食業等の商業や建設資材、鉄鋼等の工業が発展したほか、近年では、市街地郊外の大型スーパーやドラッグストア等の進出、自然豊かな馬追丘陵や田園風景、温泉、多種多様な農産物等の地域資源を活かし、ファームレストランやパークゴルフ等のスポーツ・レジャー施設と農産物直売所を有した公園整備等により、観光の振興、都市との共生・対流を推進しています。

また、情報化社会に対応するため、全町一円に高速インターネット環境を整備しております。

### イ　長沼町の社会経済的発展の方向の概要

本格的な人口減少社会の到来により人口の減少とともに、人口に占める　高齢者の割合の更なる増加が予想されており、社会資本ストックの高度利用、子育て支援や高齢者等の福祉の充実が必要となっています。

その一方で、本町は札幌市、新千歳空港、道央・道東自動車道のインターチェンジにも至近距離にあるところから、今後、産業、経済を始め、生活、文化等においても発展の可能性を有しています。

本町は、優位な地理的条件と恵まれた自然環境、ＩＴ環境等の特性を活かし、住みやすさ、暮らしやすさを高めることにより定住性の向上や人口減少の鈍化を図り、地域の持続的発展を目指すものです。

## (2)　人口及び産業の推移と動向

本町の人口は昭和３５年（１８，７６３人：国勢調査）から減少が続き、平成２年から平成１２年までは一時増加傾向を見せたものの、平成１７年からは再び減少傾向となり、以降人口の減少が続いています。

年齢階層別にみると、６５歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどり、平成２７年の高齢者比率は３４．７％で北海道の２９．０％と比較して５．７ポイント上回っています。また、１５歳から２９歳までの若年者の比率は、平成２７年で１１．６％と北海道の１３．４％と比較して１．８ポイント下回っています（国勢調査）。今後においても高齢者比率の増加が予想されます。

なお、平成１２年から平成２７年にかけて、人口の減（１，３７６人：国勢調査）に比して世帯数の増（１６１世帯）が顕著になっています。これは、核家族化、単身や少人数世帯の町外からの移住等が要因と考えられます。

本町の産業構造は、第１次産業である農業が基幹産業として位置づけられてきましたが、昭和３０年代後半からの農業近代化、大規模化の進行と高度経済成長により、町内外の第２次、第３次産業への労働力の転換が続き、第１次産業への就業者の比率は、昭和３５年の７８．４％から平成２７年の３１．４％へと低下しています。第２次産業就業比率は昭和３５年の５．３％から平成２７年には１２％と伸びていますが、平成７年以降は減少しています。第３次産業就業比率は昭和３５年の１６．２％から平成２７年には５４．４％と大きく伸びています。

本町を含め、現在の産業構造の傾向は持続し、変化のスピードはより緩やかになると見込まれます。

表１－１(1)　人口の推移（国勢調査）　　（単位：人、％）

| 区　　分 | | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成２年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総　　数 | 実数（人） | 18, 763 | 13, 797 | △26. 5 | 12, 282 | △11. 0 | 12, 401 | 1. 0 | 11, 076 | △10. 7 |
| 0～14 歳 | 実数（人） | 6, 591 | 3, 410 | △48. 3 | 2, 212 | △35. 1 | 1, 573 | △28. 9 | 1, 166 | △25. 9 |
| 15～64 歳 | 実数（人） | 11, 396 | 9, 191 | △19. 3 | 8, 174 | △11. 1 | 7, 594 | △ 8. 4 | 6, 065 | △20. 1 |
| | うち 15～29 歳 実数（人）（a） | 5, 301 | 3, 063 | △42. 2 | 2, 117 | △30. 9 | 1, 797 | △ 7. 1 | 1, 282 | △28. 7 |
| 65 歳以上 | 実数（人）（b） | 776 | 1, 196 | 54. 1 | 1, 896 | 58. 5 | 3, 234 | 70. 6 | 3, 840 | 18. 7 |
| 若年者比率（a /総数）（%） | | 28. 3 | 22. 2 | － | 17. 2 | － | 14. 5 | － | 11. 6 | － |
| 高齢者比率（b /総数）（%） | | 4. 1 | 8. 7 | － | 15. 4 | － | 26. 1 | － | 34. 7 | － |

表１－１(2)　人口の見通し（第２期長沼町人口ビジョン）

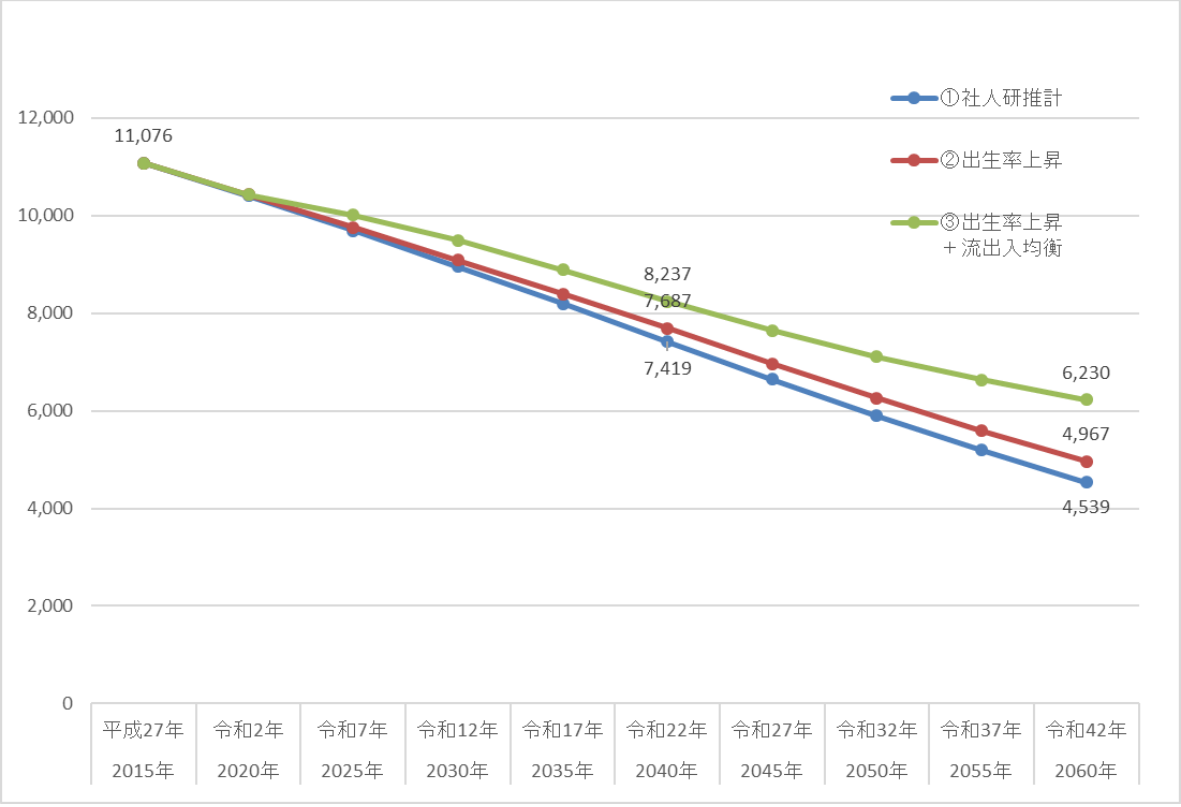

### (3) 行財政の状況

本町の執行体制は７課及び出納室と、執行機関としての各委員会等を置き、令和３年４月１日現在の職員数は１２５名となっています。町議会は、議員定数が１４名で、総務厚生、産業建設文教の２常任委員会を置いています。

また、町内には、住民自治の基本組織であるとともに、行政事務の連絡、協力を担う４６の行政区（うち地縁による団体が１０）が組織されています。

一方、広域的な行政では長幌上水道企業団（長沼町・南幌町）、南空知消防組合（長沼町・南幌町・栗山町・由仁町）、道央廃棄物処理組合（長沼町・南幌町・栗山町・由仁町・千歳市・北広島市）、南空知葬斎組合（長沼町・南幌町・栗山町・由仁町）、南空知公衆衛生組合（長沼町・南幌町・由仁町）、空知教育研修センター組合（空知総合振興局管内２４市町）、南空知ふるさと市町村圏組合（南空知９市町）、石狩東部広域水道企業団（北海道・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・由仁町・長幌上水道企業団）、さっぽろ連携中枢都市圏（札幌圏域１２市町村）等に参画し、生活環境等の業務を共同処理し、効果的な広域事業の推進を図っています。

行政情報を適確にお知らせするため、広報紙の発行（毎月）や各世帯に設置した広報無線の利用のほか、ホームページを通じて、行政情報、気象情報、農業情報、防災情報、学校情報、公共施設の情報、財政状況等町民向けの情報提供の充実を図っています。

また、町民の意向を行政に反映させるため、毎年、行政区及び町内主要団体からの要望調査の実施や、行政区ごとに担当する町職員を配置し、各種相談に応じられる体制を整えています。

さらに、町民参加によるまちづくりを進めるため、各種審議会の設置、行政各分野の出前講座を実施する等、開かれた行政を心がけています。これらの取り組みに加え、町民が住民自治の担い手として、身近な課題について主体的な行動を起こすきっかけづくりや「話し合いの場」の提供等に努めています。

本町の財政状況は、これまでの国の経済政策に呼応した公共事業投資に伴う公債費等により、経常的経費が増嵩しています。

平成１８年度の実質公債費比率（３か年平均）は地方債発行の許可団体となる基準である１８％を超える２１．６％となったため、公債費負担適正化計画を策定し公債費負担の減少を進めてきました。限られた財源の中で必要最小限の事業に絞り込み、加えて交付税措置のある有利な地方債を活用し公債費の削減を進めた結果、平成２４年度に１８％を下回り、許可団体から脱却することとなりました。しかし、その間、事業の見直しによる歳出削減も響き、公共事業投資は停滞している状況です。

少子高齢化による扶助費の増や、後期高齢者医療会計及び介護保険事業会計への繰出についても年々増加傾向となっており、さらに一部事務組合等についても施設更新等により補助費が増加し、経常的経費が増加する要因となっています。

そこで、本町では自主的・自立的な行財政運営を支える財政基盤を確立するため、人件費の削減、抜本的な事務事業の見直しによる経費節減、予算の重点化・効率化を推進する等、行財政改革に取り組んでいます。

本町はその人口規模、産業構造等から、財政基盤が脆弱で地方交付税への依存度が高い状況にあります。徹底した行財政改革の推進により、行政水準の確保に加え、財政構造の弾力性向上に努め、将来の行政諸課題に対応できる財政基盤を確立することが重要ですが、公共施設の老朽化対策、地域医療の根幹である町立長沼病院の経営改善等、早急に取り組まなければならない課題もあり、厳しい財政状況が続くものと思われます。

表１－２(1)　市町村財政の状況　（単位：千円）

| 区　　分 | 平成２２年度 | 平成２７年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|
| 歳入総額　　A | 7,912,475 | 8,054,160 | 8,405,150 |
| 一般財源 | 5,586,051 | 5,179,075 | 4,715,445 |
| 国庫支出金 | 626,883 | 900,576 | 726,846 |
| 都道府県支出金 | 399,448 | 749,664 | 983,800 |
| 地方債 | 638,985 | 705,239 | 866,820 |
| うち過疎対策事業債 | 114,100 | 328,700 | 499,500 |
| その他 | 661,108 | 519,606 | 1,112,239 |
| 歳出総額　　B | 7,866,893 | 8,007,157 | 8,360,002 |
| 義務的経費 | 3,311,264 | 2,796,100 | 2,644,969 |
| 投資的経費 | 792,180 | 913,261 | 1,032,206 |
| うち普通建設事業 | 792,180 | 871,486 | 1,032,206 |
| その他 | 3,763,449 | 4,297,796 | 4,682,827 |
| 過疎対策事業費 | 1,168,024 | 1,283,304 | 2,037,307 |
| 歳入歳出差引額　C　（A－B） | 45,582 | 47,003 | 45,148 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源D | 4,482 | 207 | － |
| 実質収支　　（C－D） | 41,100 | 46,796 | 45,148 |
| 財政力指数 | 0.25 | 0.27 | 0.31 |
| 公債費負担比率 | 26.0 | 19.1 | 16.0 |
| 実質公債費比率 | 20.3 | 12.9 | 11.4 |
| 起債制限比率 | － | － | － |
| 経常収支比率 | 80.1 | 81.7 | 88.7 |
| 将来負担比率 | 144.0 | 86.9 | 76.8 |
| 地方債現在高 | 12,003,757 | 9,607,843 | 9,100,958 |

表１－２(2)　主要公共施設等の整備状況

| 区　　分 | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市町村道　改良率（%） | 19.7 | 38.7 | 62.4 | 71.4 | 73.22 |
| 市町村道　舗装率（%） | 7.4 | 27.7 | 44.4 | 53.1 | 55.69 |
| 農 道 延 長(m) | ― | ― | ― | 131,108 | 147,544 |
| 耕地1ha当たり農道延長（m） | 0.8 | 0.3 | ― | ― | ― |
| 林 道 延 長(m) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 林野1ha当たり林道延長（m） | 0.9 | ― | ― | ― | ― |
| 水 道 普 及 率(%) | 91.4 | 94.3 | 96.8 | 96.0 | 96.0 |
| 水 洗 化 率　(%) | 3.7 | 11.1 | 59.6 | 75.3 | 82.8 |
| 人口千人あたり病院、診療所の病床数（床） | 15.1 | 20.0 | 19.4 | 20.8 | 7.9 |

**(4)　地域の持続的発展の基本方針**

**ア　長沼町における過疎の状況**

本町の人口は昭和３５年から徐々に減少し、平成２７年までの５５年間に約７，６００人の減少となりました。

この要因としては、農業の近代化、大型化による経営規模の拡大に伴う中小規模農家等の離農、社会構造の変化に伴う若年層の都市流出等があげられます。

その結果、人や物に対する投下資本の効果の多くが都市に流れ、町内の産業経済の空洞化を招くこととなりました。

この対策として、就労の場を確保すべく企業誘致と産業基盤の整備を積極的に行い、交通通信、生活環境、教育文化条件等の整備を行ったところです。

また、札幌市近郊にあって通勤圏内にあり、自然環境に恵まれている地理的条件から、民間を中心とした宅地開発が進んだこともあり、人口は平成２年以降微増に転じたものの、少子化の影響等もあって、平成１７年以降再び減少傾向となっています。

**イ　基本施策**

本町は「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち ながぬま」をまちづくりのテーマに

○ 安全・安心で快適に暮らせるまち
○ ひとと自然が共生する美しいまち
○ ひとにやさしく健康に暮らせるまち
○ 地域産業で活力を生み出すまち
○ 多様なひとと文化を育むまち
○ 健全な行財政運営で活気あふれるまち
○ ひとが集まり持続可能なまち

を基本施策として、令和３年に第６期長沼町総合振興計画を策定し、行政の推進にあたっています。

また、厳しい財政状況ではありますが、行財政改革を推進するとともに、町の持続的発展に向け、将来を見通した新たな発展を目指します。

Ⅰ　安全・安心で快適に暮らせるまち

町民の生命・財産とまちづくりの基礎となる土地を守るため、抜本的・総合的治水対策の展開を推進します。特に千歳川流域の抜本的治水対策を関係市町との更なる連携で促進します。

土地利用、森林整備、農地整備等との整合性ある計画的な治水施設整備等を進めます。

交通網の整備については、道央圏連絡道路「長沼南幌道路」の早期整備促進のほか、国道・道道・町道の整備充実を促進します。また、冬期交通の安全性と利便性を確保・向上するため、除排雪体制の充実を図ります。

公共交通については、デマンドバスエリアの見直し検討など、町営バス利用者のニーズに合わせた運行サービスの向上に努めます。

情報化の推進については、行政の情報化の進展により町民生活の利便性、快適性の向上や行政事務の一層の効率化を図るほか、地域や産業の情報化を拡充し、地域の経済産業の活性化及び活力のある地域づくりを目指します。

また、情報化を支えるため、技術や知識を有する人材の育成を推進します。

上水道については、良質な水道水を安定供給できるよう、施設整備を計画的に推進するとともに、効率的な水道事業の運営を図ります。

公共下水道及び農業集落排水については、環境保全、環境循環に配慮し、整備を推進することで、全町の下水道普及率及び水洗化率の向上を図ります。

住環境の整備と定住促進については、老朽化した公営住宅の計画的な建て替えを進

め、ユニバーサルデザイン型住宅の整備を推進するほか、若年層の定住化促進のため若年世帯向けの公共賃貸住宅の整備についても検討を進めます。また、緑豊かな住宅・宅地の形成や既存公園施設の充実を推進するとともに、「お試し暮らし」「空き家・空き地バンク」等の移住・定住促進に向けた施策を推進します。

環境衛生については、ごみ減量化とリサイクル意識の高揚に努めます。また、「長沼町さわやか環境づくり条例」のＰＲに努めるなど、環境美化を推進します。

災害に強く、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指し、関係機関との連携強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図ります。また、「長沼町強靭化計画」に基づき、大規模災害に備え各種施策の重点を定め、計画的に推進します。

交通安全、防犯については、関係機関、団体等と連携し、交通安全意識や防犯意識の向上を図る啓発活動や、信号機等交通安全施設や街路灯の整備を図ります。

消防救急については、災害・火事・救急時に町民の安全を守るため、災害発生時の関係機関・団体等との連携体制強化、消防力の整備充実、救急救助体制の充実強化に努めます。また、防災・防火意識の高揚や自主防災組織の育成を図ります。

## Ⅱ　ひとと自然が共生する美しいまち

豊かな自然環境を維持するため、自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあい親しむ場と機会を創出し、自然愛護意識の向上を図ります。

また、近年町内各所で飛来が確認されているタンチョウが安心して住める環境をつくるため、舞鶴遊水地とその周辺を含めた環境保全を推進し、タンチョウをシンボルとした自然との共生に努めます。

公害防止の観点からは、生産活動に伴う公害発生の抑止による大気、水、土の保全に努めるとともに、関係機関、団体等の連携による生態系を損なわない産業廃棄物処理とリサイクル化を推進します。

環境と調和した太陽光発電などの、自然や地域資源を有効活用した新エネルギーの利用や省エネルギーの推進により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減に取り組み、地球温暖化の抑制に努めます。

「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、馬追丘陵、平地の農村、市街地のそれぞれにおいて、町民の協力を得ながら長沼らしい美しい景観形成に努めます。

各地区、各団体と協力し、清掃美化活動の促進を図り、きれいなまちづくりを進めます。

町民の自主的活動促進による緑と花いっぱいのまちづくりを推進します。

## Ⅲ　ひとにやさしく健康に暮らせるまち

町民が安心して生活できるように、健康づくりと医療の充実を図ります。

今後ますます高齢化が進む中、生活習慣の変容に起因する生活習慣病の発症予防と重症化予防が重要です。高齢者に限らず、若い世代から各種健診や予防のための教室への参加を呼びかけ、健康に関する意識の向上を図り、すべての世代が健康で生き生きと暮らせる町を目指します。

健康づくりについては、保健福祉活動の拠点「総合保健福祉センターりふれ」の有効活用による全町民の健康づくりを進めます。

また、セルフケア意識の向上に努めるとともに、関係機関、団体等と連携し、少子高齢化に対応した保健活動を推進します。

医療については、町立長沼病院の診療内容の検討 、医療設備の適宜更新を図ります。また、医療従事者の確保と医療機器の計画的な整備に努め、地域ニーズに即した医療サービスの確保を図ります。

高齢者、障がい者などの社会的弱者が安心して生活できるよう、「総合保健福祉センターりふれ」を拠点として、保健、医療、福祉、介護の各サービスと地域などの連携によるネットワークづくりを強化し、総合的・一体的な体制整備を進めるとともに、介護保険関連施設の充実を図ります。また、社会的弱者を地域全体で支えあっていくという意識を育て、ボランティア活動等に対する支援を行います。

介護保険事業については、利用者が多様なサービスを総合的・効率的に利用できる体制を確立するとともに、保健予防活動を積極的に展開し、将来を見据えた介護予防施策を推進します。

社会保障については、国民健康保険制度、国民年金制度について町民の意識を高めるとともに、都道府県の運営方針に則り、効率的できめ細やかな国民健康保険事業の事務遂行に努めます。

子ども・子育てについては、本町で安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育サービスの充実や、 出産や子育てに関する相談に努めるとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を推進します。

あわせて長沼町児童センター「ぽっくる」を有効活用し、子どもたちが安心して自由に遊び、交流できる場をつくるとともに、子育て支援、子どもたちの活動を支援する町民の拠点づくりを進めます。

また、高校卒業までの医療費助成をするほか、地域全体で子育て支援をする体制を整備し、少子化対策を進めます。

## Ⅳ　地域産業で活力を生み出すまち

基幹産業である農業については、農業所得の向上と後継者育成を推進し、活力ある魅力的な農業を目指します。

高品質・安定生産を目指すとともにクリーン農業を推進し、安全・良質な農畜産物

生産を促進します。

圃場の大区画化、スマート農業導入等により生産性の高い優良農地を形成し、力強い農業経営の育成を一層進めるため、土地基盤整備を促進し、地域農業の安定と食料供給力の強化を目指します。

地元農産物の販売促進とともに、農業関係者と商工業関係者との連携により農産加工品の開発・販売を促進するなど、地場農産物の付加価値向上と地域ブランドの創出を目指し、農業の６次産業化や農商工連携を推進します。

商工業については、多様化する消費者ニーズの動向などを踏まえ、魅力ある商店街の形成を図るため、中心市街地活性化基本計画の中で商店街活性化対策を検討し、空き地・空き店舗の有効利用を促進します。

また、イベントへの支援、農産加工品の開発・販売等異業種との連携強化により、地域に密着した商業の振興を図ります。

都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、グリーン・ツーリズム事業を推進します。

特産品、もてなしの向上、イベントの充実による集客数の向上を図ります。

町内の観光施設をはじめ広域的な施設等のネットワーク形成、民間活力による観光資源開発を進めます。

## Ⅴ　多様なひとと文化を育むまち

「第３期長沼町生涯学習推進計画」に基づいて、計画的に生涯学習を推進していきます。

すべての町民が、いつでも、どこでも学ぶことができるように、生涯学習推進体制の整備を推進します。また、生涯学習意欲の高揚を図り、町民自らの資質の向上、まちづくりへの参画を促します。

子どもたちが十分な教育環境の下で心身ともに健やかに学ぶことができるように、きめ細かな指導の充実、道徳教育の充実、スポーツ・食育等健康教育の充実に努め、「生きる力」を育むとともに、小中学校の教育環境の充実に向けた検討に取り組みます。

また、小中学校の教職員が協働して授業改善や教育課程の接続強化を推進する「小中一貫教育」の取り組みを開始し、義務教育９年間の子どもの姿を考えながら、中学校卒業後の子どもの姿に責任を持つ教育に取り組みます。

さらに、小中一貫教育を進める上での望ましい学校施設の形態は施設一体型と考え、学校給食センターも含めた複合化・集約化を基本に、学校建て替えに着手します。

人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現に向け、ライフステージに応じた町民一人一人を大切にした学習機会や学習活動の充実を図るとともに、町民の健康づくりや

体力づくり、スポーツ振興を目指し、手軽に誰でも取り組める軽スポーツの振興を図ります。

また、今後はコミュニティ・スクールの趣旨「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校、家庭、地域がそれぞれの知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの成長を支える仕組みを整備推進します。

豊かな心、感性、創造力を育むため、町民の文化活動促進、芸術文化鑑賞機会の拡充を図ります。

文化遺産の保存・活用を図ります。

文化・芸術を通じた交流の推進に努めます。

## Ⅵ　健全な行財政運営で活気あふれるまち

町民と行政が対等な立場で役割分担を明確にし、目標の達成に向けて連携していく「協働」のまちづくりを推進します。

まちづくりの「計画」「実施」「評価」の過程において、まちづくり会議（仮称）等の開催により町民参加の機会確保に努め、町民の意見が反映されたまちづくりを進めます。

町民との情報共有を進めるため、広報広聴活動の充実に努めます。

行財政の簡素・効率化を図るとともに、町民サービスの充実に努めます。

行政改革の推進と健全財政の維持を図るとともに、民間活力の導入を推進します。

事務の効率化に向けて、周辺自治体との広域的な連携を推進します。

## Ⅶ　ひとが集まり持続可能なまち

札幌圏、道央圏に隣接する地理的優位性や、豊かな自然環境、産物など、本町が有する魅力的な地域資源を活用し、交流人口のみならず、まちの課題を共有できる関係人口の創出を図ります。

関係人口は、まちの活性化はもとより、将来の定住化への発展、まちづくりの担い手となることが期待されます。新たな人材・視点により、これまで見落とされていた町の魅力や資源を発掘し、課題解決に向けた新たなまちづくり、持続可能なまちづくりを進めます。

## (5)　地域の持続的発展のための基本目標

### ア　目標人口

国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、長沼町の将来人口は、令和１２年に８，９４６人、令和２２年には７，４１９人となっています。

「第２期長沼町人口ビジョン」（令和２年３月策定）では、これに合計特殊出生率の上昇と流出入均衡を加味した将来人口を推計しており、これによると、令和１２年の長沼町の将来人口は９，４８９人、令和２２年では８，２３７人となっています。

長沼町人口ビジョンによると令和７年の長沼町の人口推計は１０，００６人となっていることから、長沼町の令和７年度末の人口１０，０００人を地域の持続的発展のための基本目標と設定します。

長沼町の現在の合計特殊出生率１．４３（岩見沢保健所：長沼町の直近値（平成２０年～平成２４年））や社会増減を踏まえると、人口の将来推計は厳しい状況にありますが、一方で、今後の長沼町の様々な機能を維持するためには、今回設定した目標程度の人口を維持する必要があります。

合計特殊出生率は、北海道の試算値である令和１２年１．８０、令和２２年２．０７の確保を目指すとともに、令和７年時点で流出入人口を均衡させることを目標とし、今後さらに企業誘致、定住促進等を積極的に進め人口安定化を達成し、持続可能な地域づくりを目指すべく施策を展開します。

表１－３　「出生率上昇＋流出入均衡」の年齢３区分別推計結果　（第２期長沼町人口ビジョン）

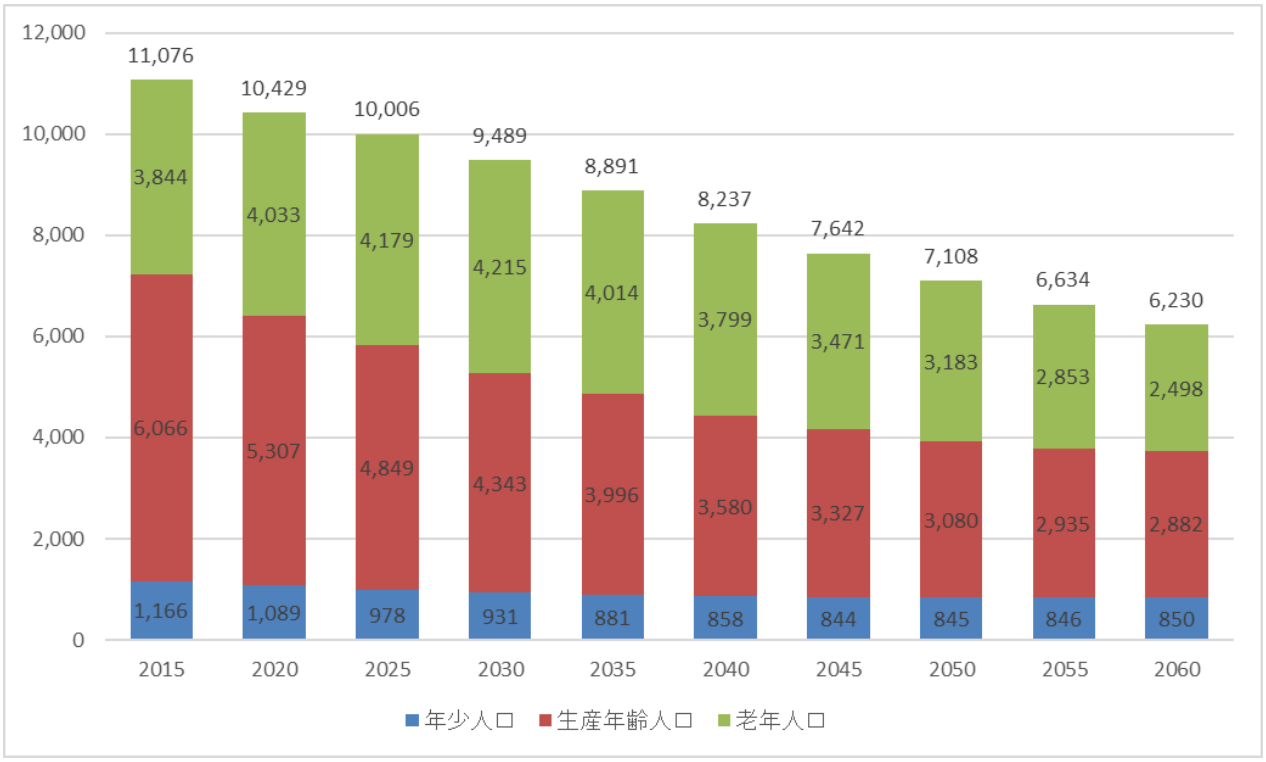

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の上位計画となる第６期長沼町総合振興計画では、各基本施策を構成している主な施策及びその主な施策を構成している施策項目に成果指標（目標値）を設定し、毎年度、職員による事務事業評価（フォローアップ）を行い、事業効果を検証しています。

また、人口の減少に歯止めをかけるために取り組む総合戦略では、各基本目標には数値目標を、各事業にはＫＰＩ（重要業績評価指標）を定め、毎年度、外部有識者で構成する長沼町まち・ひと・しごと創生推進会議において、事業効果の検証を行い事業等の見直しにつなげています。

本計画における施策は、総合振興計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合振興計画における毎年度の事務事業評価、さらには総合戦略における毎年度の検証を通じて、本計画で基本目標とした人口の動向と各事業の進捗状況を評価します。上記基本目標及び各分野で掲げる事業計画について、毎年度、達成状況の検証・評価と見直しを行います。

### (7) 計画期間

計画期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５か年間とします。

### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

現在ある公共施設の約半数が築３０年以上経過していることから、施設の老朽化による大規模改修や建て替えの時期にもなっており、人口推移を見据えた町民一人当たり延床面積の縮減、長寿命化対策、用途廃止した施設、敷地の利活用等公共施設等の最適な配置を実現し、行政コストを抑制することが本町の今後の大きな課題となっております。

本町では平成２９年に『長沼町公共施設等総合管理計画』を策定しており、本計画においても、すべての公共施設等の整備について以下の基本的な考え方に則り、事業の推進・検討を進めてまいります。

長沼町公共施設等総合管理計画（平成 29 年度～令和 18 年度）

６　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

（１）計画期間

平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間を計画期間とします。

（２）取組体制

全庁的・横断的な取組は長沼町行政改革推進本部において運営することとし、個別の取組は各所管課においてあたることとします。

（３）基本方針

①中長期的な視点でのマネジメント

（ア）建築物

・町が保有する建築物の全体面積を、将来の人口減少や財政運営の状況を見据え、10.0%以上削減します。
・新規で行う施設整備については、単独機能としては行わず、複合化、集約化、既存施設の廃止を含む統廃合等を伴うものを基本とします。
・竣工後一定期間を経過した施設については、安全・安心な施設運営を推進するため適宜点検・診断を実施し、今後長期間の利活用が見込めない施設、利用率が低下している施設については、用途替えや廃止することを基本とします。
・廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。
・今後の財政運営を勘案した上で、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
（※ライフサイクルコスト～施設の建設から維持管理、解体撤去に至るまでの生涯費用）
・個別施設の維持管理については、既定の計画を基本に本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直します。

（イ）インフラ系施設
・施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取組を推進します。
（※アセットマネジメント～資産（アセット）の状態を的確に把握・評価し、計画的かつ効率的に管理（マネジメント）する手法）
・将来の人口減少や財政運営の状況を見据え、町民の負担増をなるべく抑え、利用に支障がないよう、施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小などの検討を進めます。
・今後の財政運営を勘案した上で、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
・施設の役割、機能や特性に配慮した維持補修、更新等の最適な対策を検討し、優先順位を考慮しながら適切な維持管理に努めます。
・個別施設の維持管理については、既定の計画を基本に本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直します。

②必要な公共サービスの再構築
・ＰＰＰ／ＰＦＩ等の公民連携の取組等、これまでの公共施設等のあり方にこだわらない新たな公共サービスについて検討を進めます。

・公共施設等の役割・機能の的確な把握に努め、大規模改修や更新等の機会に、社会情勢の変化等を見据えた機能転換など、戦略的な公共施設等の再配置を検討します。
・災害時の指定避難所になっている公共施設等については、その機能を損なわないよう工夫や配慮を行い再編・利活用を進めます。

③協働の推進

・ＰＰＰ／ＰＦＩ等、様々な資金やノウハウを持つ民間活力の活用も検討し、今後の取組をより効率的かつ効果的に行います。
・公共施設等にかかる課題や現況を情報発信し認識の共有を深めることで、町民と共に課題解決に取組みます。

④地域ごとの公共施設等のあり方

・行政区等の区域も踏まえながら、関連する公共施設等の立地環境も考慮した適切な配置を行います。
・近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図り、コスト削減に努めます。

## ２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1)　現況と問題点

#### ア　移住・定住の促進

本町は、札幌市などの都市部や新千歳空港から至近という立地条件にあり、農村地域にありながら高度な医療サービス等を受けられること、豊かな自然と馬追丘陵からの優れた眺望などの魅力を有しています。このため、幅広い年代層が、農的暮らし、近隣都市への通勤、ＩＴ基盤を活用したテレワーク、二地域居住など、多様な「田園暮らし」を楽しむことが可能であることから、地域環境やコミュニティを大切にしつつ、転入者の増加と定着率の向上により町の活性化を図ることが期待できます。

また、近年、豊かな自然の中でゆとりとうるおいをもって暮らすという生活者ニーズが強まり、サラリーマン定年層などでは家庭菜園も楽しめる広い宅地を求める傾向にあります。また、共働きが多い若い夫婦層では子育て、子どもの教育環境、公園、交通の利便性などを望んでおり、総合的な条件整備により、定住の促進を図ることが必要です。

さらに、本町の昼間・夜間人口をみると、昼間人口の方が多く、本町から他の市町村に通勤・通学している方より、周辺の市町村から長沼町に通勤・通学してくる方の方が多い状況にあるため、町内就業者に対する支援も必要です。

加えて、豊かな自然環境や農的暮らしなどを求める都市住民等のニーズに応える「お試し暮らし」「空き家・空き地バンク」に取り組んできました。引き続き、移住・定住に関する施策の横展開、民間との連携など情報発信の強化、移住希望者に対する支援拡充が求められています。

#### イ　関係人口の創出

札幌圏、道央圏に隣接する地理的優位性や、豊かな自然環境、産物など、本町が有する魅力的な地域資源を活用し、交流人口のみならず、まちの課題を共有できる関係人口の創出を図ります。

関係人口は、まちの活性化はもとより、将来の定住化への発展、まちづくりの担い手となることが期待されます。新たな人材・視点により、これまで見落とされていた町の魅力や資源を発掘し、課題解決に向けた新たなまちづくり、持続可能なまちづくりを進めます。

#### ウ　地域間交流の促進

都市との共生・対流を積極的に推進するため、ながぬまコミュニティ公園、道の駅「マオイの丘公園」、北長沼水郷公園、西長沼ポケットパーク及び舞鶴スポーツ公園に農産物直売所を設置しています。

また、農業経営者や農業者グループが市民農園や直売所を開設する等、民間での都市との交流も進み、都市に住む人々が農産物を生産する喜び、人とのふれあいの喜び

を満喫しています。

札幌市をはじめとする道央都市圏に隣接していながら、自然に恵まれ、農業を基幹産業とする本町の特性を生かして、自然、産業、文化、芸術、スポーツ等を通じ都市との共生・対流を深め、都市住民に安らぎの場を提供するとともに、ビジネスに結びつく都市と農村との共生・対流を推進することが必要です。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住の促進

① お試し暮らし体験住宅の運営管理を民間委託し、暮らし体験を利用者任せではなく、管理受託者が工夫を凝らしたながぬま暮らしのサポートを行い、移住実現の確率を向上します。

② 長沼町内で就業している方又は就業する方で、町内の賃貸住宅に住む方を支援します。

③ 町内の不動産取扱事業者と連携し、物件掘り起こし、移住希望者とのマッチング、お試し暮らし体験住宅利用者との情報連携を進めます。

④ 「空き家・空き地バンク」をはじめ、インターネット等を利用した土地、建物等居住に係る情報提供を推進し、ホームページによる町営住宅、民間アパート情報を充実します。

⑤ 首都圏から長沼町に移住し、新規に就職又は起業した方に移住支援金を支給します。

⑥ より多くの情報をワンストップで発信、移住希望者に対応できる体制構築を図ります。

#### イ 関係人口の創出

① ふるさと長沼会との交流を推進し、関係人口の拡大に努めます。

② 長沼町の魅力的な地域資源を活かした特色あるワーケーションを実施します。

#### ウ 地域間交流の促進

① 消費者から選ばれる町として交流人口を図るため、農業と食を核とした地域のブランド化を図り、消費地に向けた積極的なプロモーションを展開します。

② 生産者と消費者の顔が見える関係、また、互いの考えや生産の現状等について理解し合える環境を整備し、消費者の真のニーズに応える付加価値の高い多様な農畜産物、加工品供給の仕組みづくりを推進します。

③ 豊かな緑に囲まれた美しい農村景観を最大限に活用し、人と自然のふれあい・交流を通じて夢と魅力にあふれる農村社会を実現するため、構造改革特区の認定を活かし、グリーン・ツーリズム事業を推進します。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | 長沼町町内就業者定住促進家賃助成事業<br>長沼町内で就業する（している）ため、町内の賃貸住宅に住む方の家賃の一部を助成する | 長沼町 | |
| | | 定住化促進事業<br>長沼町への移住・定住の促進のため、長沼町お試し暮らし体験住宅を運営管理する他、首都圏等での移住フェア出展を行う | 〃 | |
| | | UIJターン新規就業支援事業<br>長沼町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、首都圏から長沼町に移住し、新規に就職又は起業した方に移住支援金を支給する | 〃 | |

## ３　産業の振興

### (1)　現況と問題点

本町は、農業を基幹産業としていますが、市街地を中心とする商業、中央長沼工業団地等における工業についても、産業・経済の一翼を担っています。

また、近年では、産業振興、雇用（就業）の場の確保の視点から、都市と農村との共生・対流を推進しています。

産業の振興は、町の自立に向けて、雇用（就業）の場の確保、財政基盤の安定化等の視点から、今後とも、重要な位置づけにありますが、民間における社会経済状況の変化に対応した取り組みが不可欠であるとともに、それを可能とするための行政支援が必要です。

#### ア　農　業

ａ　基礎的条件等

基幹産業である農業は、農地が町面積の約６６％を占めており、本町経済の発展に大きく貢献するとともに、食料の安定的供給に重要な役割を果たしてきました。

本町は、過去の国の食糧政策、平坦な土地が広がっていること、農地のうち７０％以上がグライ土壌であること等から、水稲作を主体とした土地利用型農業を展開してきました。町の東部の馬追丘陵の緩傾斜地では、畑作・露地型野菜、酪農、果樹、肉用牛、養豚、養鶏と多彩な農業が行われています。

４月から１０月までの農耕期間の平均気温は、太平洋から日本海へ抜ける偏東風や霧等によって、岩見沢市と比べて若干低くなっています。

基幹産業として農業が持続していくためには、消費者の多様なニーズを適確に把握し、高収益作物等を組み入れた複合的経営を図るとともに、安全・安心な農産物を需要に応じて安定的に供給する生産活動を展開しなければなりません。

ｂ　農業経営の現状と問題点

農林業センサスによると、農家戸数は昭和５０年から平成２７年までに５８．０％減少しており、担い手の高齢化、後継者不足が深刻化しています。

このことから、意欲ある多様な担い手の育成・確保と地域農業を支える体制の整備が大きな課題となっています。

農家経済は、農産物価格の低迷による収益の低下、輸入農畜産物との競合、産地間競争の激化等厳しい状況下にあります。

ｃ　生産の現況と問題点

水田面積は８，６００ha で全国の上位にありますが､水稲作付面積は１，６２０ha、生産量８，４１０ｔ（令和２年度）で、ここ数年作付けの減少により生産量が少なくなっていますが、基幹作物としての位置づけに変わりはなく、本町経済を支える重要

な作物です。

水稲作付面積は年々減少している一方で、スケールメリットを活かした効率的な生産を行っていますが、個別完結型の経営が多いため、規模に比較すると府県産米との販売単価等の差もあり、農業所得に反映できない状況にあります。

水田では現在約８０％が水稲以外の作物を栽培しており、小麦、大豆、小豆、飼料作物、てん菜、たまねぎ、長ネギ、ブロッコリー、グリーンアスパラ、施設トマト、花き等が作付けされ、近年では水稲と並んで農業所得の基幹となっています。

このような状況の中、ほ場条件にあった品種の選定、経営所得安定対策の産地交付金による増収対策などの取り組みを推進しています。

あわせて、農業ＩＣＴ等の先端技術の導入を推進し、労働力の軽減を図るとともにコスト低減の取り組みを検討しています。

また、国営農地再編整備事業及び道営農地整備事業等の土地改良事業が各地で進められ、ほ場の大区画化、農業用用排水施設、農業用道路等の生産基盤の整備に取り組んでいます。

馬追丘陵で営まれている畑作は、小麦、豆類、種子馬鈴薯、てん菜等の土地利用型作物に、ニンジン、白菜等の露地型野菜を組み合わせた畑・野菜・水稲複合型となっています。高齢化の進行、戦略的作物の特定等、多くの課題があります。

酪農は、ブリーダーとしての位置を確保し安定的な経営を行い、また、水田での黒毛和牛の繁殖も行っていますが、環境問題、自給飼料の生産性の向上、飼養環境の改善等取り組むべき課題も多くあります。

いち早くりんごのオーナー制等の経営に切り替えたりんご等の果樹農家では、直売、野菜等のもぎ取り園、ファームレストラン等消費者との接点を活かした経営がなされています。

d　流通・販売の現況と問題点

米については、近年、良食味品種が普及し、長沼町クリーンライス生産協議会を中心とした農業者及び関係機関、団体の取り組みにより、栽培技術の高位平準化を図り、収量の安定、品質の向上、低タンパク化に努めています。また、大ロットで均一な米を供給できるカントリーエレベーター「米の館」との相乗効果により、消費者及び実需者の評価は高まっています。

しかしながら、府県産米、他の道産米等との競争の激化や、継続的な消費量の減少等による米価の低下傾向が課題となっています。

令和３年度からは「水田収益力強化ビジョン」が策定され、主食用米の需要量が減少する中、今後は、稲作経営の安定化に加え需要に応じた米生産への体制を図っていくことが必要であることから、水張転作も含めた水田機能の維持が求められています。良食味米・減農薬栽培に適した品種や業務用米など単収の向上を図りながら実需者ニーズに対応した主食用米生産を行うこととしています。

馬追丘陵地域においては、産地が形成されている少品目多量生産と、都市との交流や地産地消に視点をおいた多品目少量生産の形態が共存するものと思われます。

町では地場生産物を長期間にわたって消費者に販売ができるよう、支援を強化したところですが、「食料」の供給から、競争力と付加価値を持たせた「食品」の供給への転換を早急に図るため、農業の６次産業化を支援し、農商工連携による地域の活性化を推進する必要があります。

e　農村地域の現況と問題点

農村部においては、離農や少子化によって人口が減少し、都市計画用途地域内と比べて、地域の活力低下が大きな問題となっています。このため、農業生産基盤の整備と併せ、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備や農道の整備等を進めています。

また、水田をはじめとする農地や農業用水等の農業資源は、食と農を支える重要な役割を担うだけではなく、国土の保全、安らぎやゆとりを与える農村景観や生態系の維持、健全な水や物資循環の形成等、多面的な機能を果たしています。

これら農村地域に存在する資源は、水源から排水施設までのすべての施設が適切に保全管理されて、はじめて十分な機能が発揮されることとなります。

このようなことから、農業従事者の減少や高齢化に伴い、町民のみならず国民の共有財産である農地や農業生産に必要な施設の適切な管理にも十分配意する必要が生じています。

さらに、本町では平成１７年より、恵まれた自然環境と近郊に大都市や空港を構える地理的特性を活かし、農業体験学習、農家民宿、農産加工体験等をアグリビジネスとして取り組むことにより、生産の現場のみならず農業の多面的機能を活かして所得、雇用の場を確保するグリーン・ツーリズムに取り組んでおりますが、担い手の高齢化等により事業の継続とステップアップした取り組みへの進展が課題となっています。

表２－１　長沼町の農家数等　　（単位：戸）

| 区　分 | 農家戸数 | 自給的農家 | 専　　業 | 兼　　業 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 総　数 | 第１種兼業 | 第２種兼業 |
| 平成 12 年 | 1,006 | 64 | 261 | 681 | 553 | 128 |
| 平成 17 年 | 931 | 75 | 278 | 578 | 482 | 96 |
| 平成 22 年 | 824 | 98 | 331 | 395 | 294 | 101 |
| 平成 27 年 | 755 | 101 | 318 | 336 | 269 | 67 |

（農林業センサス）

表２－２　認定農業者数の推移

| 区　分 | 認定農業者数 |
|---|---|
| 平成 19 年 | 670 |
| 平成 22 年 | 623 |
| 平成 26 年 | 576 |
| 平成 29 年 | 571 |
| 令和 2 年 | 546 |

（長沼町産業振興課調べ）

**イ　商　業**

本町の商業は小売業を中心として形成され、基幹産業である農業と強く結びつきながら発展してきましたが、社会・経済情勢の急速な変化の中、人口の減少や高齢化が進み、さらには近隣における大型店の進出などにより商店数は減少傾向にあります。これは、道路網の整備等に伴う交通条件の向上により生活圏が拡大し、購買力が分散流出していることや経済状況の悪化から後継者不足が生じている主たる要因と考えられます。

札幌市をはじめとする近隣市町村に加え、町内にも大型スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターが進出しており、これらと競合する商品を取り扱う商店等の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

一方で、安全・安心な農産物及びその加工品、アイスクリーム、濁酒、ジンギスカンやファームレストラン等、長沼の特性を活かし、個性的な商品を提供する業態については、拡大の可能性を有していると考えられます。

本町においては、快適な商業空間を創出するため融雪溝の整備や歩道の改修を行うとともに、「夕やけ市」等のイベント事業を推進する等、商店街の活性化に努めています。

また、空き地・空き店舗での起業者を支援するため、商工会と連携しながら商業者の育成等の支援を通じて，地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進するとともに、中心市街地活性化基本計画の中で商店街活性化対策を検討し活力ある商店街を形成していきます。

### ウ　工　業

本町は昭和４６年に農村地域工業導入地区の指定を受け、中央長沼工業団地を造成し、積極的に企業の誘致を行ってきました。

以来、この団地に立地する製造業を中心として本町の工業が展開されてきましたが、近年の経済情勢により、撤退する企業も出てきており、各事業者の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあり、既に団地造成地の販売は完了していますが、未造成地や未操業などにより遊休地が残っています。

今後、地域高規格道路「道央圏連絡道路」の延伸に伴い、新千歳空港との時間距離が短縮するなど交通アクセスの向上に伴う企業立地が期待されます。

あわせて、近隣市町村（さっぽろ連携中枢都市圏８市３町１村等）が協力し、圏域特有のインフラや環境を活かした企業誘致、創業促進等に取り組み、域外からの投資を獲得することが求められています。

また、工業生産の維持・拡大に向けて、既存企業が新しい分野へ進出するための技術開発や人材育成を推進し、中央長沼工業団地内における未利用地の状況把握に努めるとともに、遊休化した公的不動産への立地推進、又は町の基幹産業の農業と連携した６次産業化や農商工連携を活かした誘致や起業を推進することが必要です。

### エ　観光又はレクリエーション

緑豊かな馬追丘陵や田園等の自然環境を活かした観光・レクリエーション施設として、ながぬま温泉、道の駅、マオイオートランド、北長沼スキー場、馬追自然の森遊歩道、東庭園、パークゴルフ場、民間の教育牧場、ファームレストラン等があり、町民の利用に加え、札幌市をはじめとする近隣市町村からの来場者に好評を得ています。

しかしながら、日帰りや通過型観光が主体であり、地域経済への波及効果はあまり大きなものとはなっていません。また、人々の価値観が環境重視の社会へと変化している中、「見る観光」から「体験する観光」、「団体観光」から「個人観光」にニーズが集まっています。

今後は、特色のある家族型及び滞在型の観光・レクリエーションメニューを提供する必要があります。このため、自然環境、生活環境の保全に十分配慮しながら、観光・レクリエーションの中核施設として整備を進めてきた「ながぬまコミュニティ公園」等の観光施設と、グリーン・ツーリズムとを併せてネットワーク利用できるよう検討し、観光客の誘致や広域的な観光ルートの推進を図る必要があります。

また、家族で気軽に利用できる観光・レクリエーション施設の整備と、新たなメニューの掘り起こしを検討する必要があります。

さらに、これら観光・レクリエーション施設の利用者に対して、特色ある地場産品や加工品を提供する体制について、支援する必要があります。

表３－１　観光入り込み客数の推移

| 区　分 | 観光入り込み客数（人） | |
|---|---|---|
| | | うち宿泊客（人） |
| 平成 17 年 | 890,449 | 30,860 |
| 平成 20 年 | 858,063 | 29,443 |
| 平成 23 年 | 796,755 | 26,838 |
| 平成 26 年 | 818,527 | 27,487 |
| 平成 29 年 | 737,829 | 28,006 |
| 令和２年 | 975,104 | 16,948 |

（長沼町産業振興課調べ）

**オ　雇　用**

雇用（就業）機会の拡大は、町人口の確保や町の自立に向けて重要な課題です。今般、雇用に結びつく企業等からの問い合わせも増えていることから、町として、廃校施設を含めた遊休化した公的不動産を利活用した企業誘致を推進していきます。

令和２年３月に開通した地域高規格道路「道央圏連絡道路」や道央都市圏と新千歳空港に至近距離にあり、道内主要都市を結ぶ陸上交通の要衝であるという地理的優位性をＰＲしていきます。

本町の多様な農産物を活かした食品製造業や自然環境などの地域資源を活かした観光産業、地域高規格道路「道央圏連絡道路」を活かした物流業等への立地を推進することが必要です。

既存の工業団地については、売買や賃貸を希望する地権者と新たに立地を検討する企業とのマッチングを進めるため、定期的に立地企業の現状把握に努める必要があります。

**(2)　その対策**

**ア　農　業**

①　農業経営体の育成・強化を図り、農業生産を担う体制を確保するため、次の施策を実施します。

ａ　国の農業施策の転換があり、今後においては意欲ある多様な農業者を幅広く確保し支援するとともに、経営指導、情報提供等により、認定農業者の資格取得を支援します。

b　地区内における農用地、労働力や作業機械等の経営資源を有効活用するため、農用地利用改善組合と営農集団活動の円滑な運営を支援します。

c　認定農業者や意欲ある多様な農業者を幅広く確保し支援するとともに、農業経営の法人化等について検討します。

d　経営規模の拡大による望ましい経営体を育成するため、多様な担い手への農用地の面的利用集積を推進します。

② 農業従事者や労働力を確保するための施策を実施します。

a　次世代を担う意欲と創造力と優れた経営能力を備えた多様な担い手を確保するため、新規就農者の誘致を推進します。

b　農業経営への女性農業者の共同参画拡大を進めるため、団体の活動支援等を推進します。

c　高齢農業従事者の労働力を活用する仕組みづくりを検討します。

③ 主要作物の生産を振興するため、次の施策を実施します。

〔安定した水田農業の確立〕

a　米の計画生産

(a)　栽培技術体系を確立し、土壌区分に応じたきめ細かな水稲作の実現を支援するとともに、加工用米・飼料米等新規需要米についても実需者等のニーズにあった供給を支援します。

(b)　排水対策・防風対策・水管理の省力化施設等の導入を進め、生産コストの低減化と良質米生産を支援します。

b　麦・大豆等の安定的生産

令和３年度に策定した「水田収益力強化ビジョン」の取組方針に伴い、次の施策を展開します。

(a)　品質・収量の向上に向けて適正な輪作体系を確立しながら、有機物の施用・地力増進作物の活用による土壌改良等を支援します。

(b)　麦については、近年の気象条件から収量の年次変動は大きいことから、パン・中華めん用向け品種の検討、農業者の収益力向上に向け収穫後の野菜の作付を推進します。大豆については、生産技術の向上を図り、単収増による生産量の拡大を目指します。

c　野菜・花き等の生産振興

(a)　野菜、花き等の導入を積極的に進め、ブランド化による所得の確保を支援します。

(b)　団地化や利用集積と合わせて、土壌条件に合った作物の選定及び合理的輪作等栽培技術の改善と、機械作業体系の確立と農作業の共同化による効率的な運営を支援します。

d　土地基盤整備の実施

水田土地利用型農業を確立するため、生産基盤の整備に農業者が積極的に取り

組めるよう、農家負担の軽減対策の継続を関係機関に要望するとともに、国営農地再編整備事業、道営農地整備事業と併せ団体営事業による排水整備をはじめとする土地改良事業について、緊急性が高く、地域の合意形成がなされた地区の実施を関係機関とともに推進します。

④　畜産を振興するため、次の施策を実施します

a　酪　農

良質の粗飼料確保による飼料自給率の向上、能力検定の推進等による乳量と乳質の向上、経営情報システムの整備による経営管理及び飼養管理技術の改善による経営の体質強化を支援します。

また、水田における飼料作物の作付け及び利用を支援します。

b　肉用牛

良質・低コストな肉用牛生産を基本に飼料自給率の向上、粗飼料の生産・利用の合理化、経営管理及び飼養管理技術の改善による経営の体質強化を支援します。

また、水田における飼料作物の作付け及び利用を支援します。

c　家畜衛生対策

自衛防疫と清浄化の推進による予防衛生の徹底を図るとともに、万一の発生に備え関係機関との連携による自衛防疫、組織強化を推進します。

⑤　消費者及び実需者の安全・安心な農産物のニーズに対応した農産物の流通・販売の改善に向けて、次の施策を実施します。

a　米については、米の館を最大限に活かし「売れる米づくり」に向けた生産・販売体制の確立を推進します。

(a)　一層の栽培技術の向上や、新たな品種については地域特性を見極めた上での早期普及を図るとともに、産地体制の確立を推進します。

(b)　実需者ニーズに応じた荷姿の小口化、バラ化や貯蔵中の品質保持等物流面での合理化、高品質化を支援します。

(c)　用途別の需要の確保、産地指定や顧客、固定需要を確保するため販売促進に取り組むほか、流通・販売をめぐる環境の変化に適確に対応できるよう生産体制の整備を支援します。また、新規需要米（米粉・飼料米）についても、関係機関とともに推進します。

b　生産履歴の記帳を徹底し「安全で安心な」商品を安定的に供給できる体制の確立を支援します。

c　麦・大豆の販売については、需給動向に応じた適切な品種選定や乾燥調製施設等の計画的な運用による信頼される産地づくりを支援します。

d　有機農産物のような差別化商品の生産・販売、農産物の直売等を推進するため、計画的な生産・販売や効率的な施設の整備と利用、生産物品質の向上と統一を推進します。

e　地産地消及び食育を積極的に推進するとともに、消費者の多様なニーズに応え

る付加価値の高い農畜産物、加工品の生産を推進します。

f　道央圏及び都府県の大消費地に向けての販売促進等、関係者一体となった取り組みを実施します。

g　生産者と消費者の顔が見える関係を形成し、互いの考えや生産の現状等について理解し合う機会を得て、消費者の真のニーズに応える供給の仕組みづくりを推進します。

h　実需者との意見交換等を積極的に行います。

⑥　農産物の安全性と農業地域の環境を保全し、農業の振興を図るため、次の施策を実施します。

a　豊かな緑に囲まれた美しい農村景観を最大限に活用し、人と自然の触れ合い・交流を通じて夢と魅力にあふれる農村社会を実現するため、構造改革特区の認定を活かし、グリーン・ツーリズム事業を推進します。

b　安全で良質な農産物を安定供給するため、「北のクリーン農産物表示制度」・「エコファーマー」及びＧＡＰ認証取得への取り組みを推進します。

c　環境との調和に配慮し、消費者の理解と支援が得られる農産物の生産、加工による農業の６次産業化を支援し、農商工連携により、「食料」供給基地から「食品」供給基地への転換を推進し、食のブランド化を図ります。

d　水田が持つ国土保全、洪水防止、地下水かん養等の環境保全機能が発揮できるよう、管理の行き届かない水田の作業受託等土地利用の調整と合意形成を進めます。

e　稲わら・麦稈等の焼却防止の徹底とともに、有機物の施用等による土づくりと環境に対する負荷軽減を推進します。

**イ　商　業**

①　中小企業の育成、経営の合理化を図るための融資を実施します。

②　魅力ある商店街の形成を図るため、中心市街地活性化基本計画等に基づく商店街の活性化を推進します。

③　商店街の自立促進を図るためのイベント、協賛事業等を推進します。

④　消費者にお勧めできる商品の推奨制度の検討等により、本町の特産品の品質の向上及び販路の拡大を推進します。

**ウ　工　業**

①　工業団地内の未利用地や遊休化した公的不動産について、ホームページ等を活用し積極的な情報提供を図るとともに、定期的な立地企業の現状把握に努め、農業と連携した食品製造業や観光産業等の地域資源活用型産業の立地促進を図ります。

②　工業団地への工場立地を推進するため、緑地面積率の緩和等の支援策や新分野への進出に必要な技術開発・人材育成のための支援を検討していきます。

③　近隣市町村（さっぽろ連携中枢都市圏８市３町１村等）と連携した企業誘致、創業促進等に取り組み、圏域全体の協力による産業振興を推進します。

**エ　観光又はレクリエーション**

①　インターネットを利用し、映像により観光情報を発信します。
②　観光客の増加を図るため、町内及び広域的な観光施設をネットワーク化する観光ルートを推進します。
③　豊かな緑に囲まれた美しい農村景観を最大限に活用し、人と自然のふれあい・交流を通じて夢と魅力にあふれる農村社会を実現するため、構造改革特区の認定を活かし、グリーン・ツーリズム事業を推進します。
④　民間団体等との連携により、観光資源の保全及び有効利用を図ります。
⑤　集客を図るためのイベント等の充実を図ります。
⑥　家族で気軽に利用できるレクリエーション施設等の整備を推進・検討します。
⑦　都市と農村との共生・対流を推進するため、都市住民が訪れやすい生活環境の整備を推進します。

**オ　雇　用**

①　都市近郊の立地条件を活かし、都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、グリーン・ツーリズム事業を推進します。
②　通年雇用促進のため、技能者の就労の場の確保、各種資格取得への支援、事業主へのセミナー等を実施し雇用の安定・確保に努めます。
③　ＩＣＴを活用した在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等、働き方の多様化を取り入れた雇用施策も検討します。
④　廃校施設等の町内遊休地に対し、町内の農産物を活かした食品製造業や豊かな自然環境を活かした観光関連産業、地域高規格道路「道央圏連絡道路」を活かした物流業等の立地を推進していきます。
⑤　工業団地への進出について、ホームページ等を活用し、積極的な情報提供を図るとともに、定期的な立地企業の現状把握に努めます。
⑥　雇用セクションのみの動きだけではなく、企業誘致・移住定住部署と連携した中で各セクションの課題解決に努めます。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (1) 基盤整備<br>農　　業 | 日本型直接支払制度事業 | 長沼町 | |
| | (3) 経営近代化<br>施設<br>農　　業 | 農地再編整備事業<br>南長沼地区<br>区画整理工　A=1,545 ha<br>農地造成　　A=5 ha | 国 | |
| | | 農地整備事業<br>青雲一期地区<br>区画整理工　A＝153ha | 北海道 | |
| | | 農地整備事業<br>青雲二期地区<br>区画整理工　A＝143ha | 〃 | |
| | | 農地整備事業<br>新光東一期地区<br>区画整理工　A＝130ha | 〃 | |
| | | 農地整備事業<br>新光東二期地区<br>区画整理工　A＝123ha | 〃 | |
| | | 農地整備事業<br>１４区地区<br>区画整理工　A＝152ha | 〃 | |
| | | 農地整備事業<br>新光西地区<br>区画整理工　A＝204ha | 〃 | |
| | | 農業水路等長寿命化事業<br>長沼地区 | 長沼町 | |
| | | 国営造成施設管理体制整備事業<br>ながぬま地区<br>頭首工　２箇所<br>揚水機　３０箇所<br>水路　　L＝198,740m | 〃 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>第１次産業 | 中山間地域総合振興対策事業<br>農業生産の維持、多面的機能確保に伴う直接支払 | 長沼町 | |
| | | 新規参入農業者誘致等特別対策事業<br>農業者の誘致及び担い手確保支援 | 〃 | |
| | | 農業経営基盤強化資金利子補給事業<br>経営改善計画等に則し、効率的・安定的な経営体の達成のための資金借入の利子補給 | 〃 | |
| | 商工業・<br>６次産業化 | 農産加工品開発支援事業<br>農産加工品の技術的支援、新商品の開発事業、「ながぬまブランド」の創出 | 〃 | |
| | 観　　光 | 地域活性化事業補助事業<br>農業・商工観光等の活性化に伴う事業費補助 | 〃 | |
| | | 産業振興推進事業<br>農業・商工観光等の活性化に伴う事業費補助 | 〃 | |
| | 企業誘致 | 設備投資等補助事業<br>当町への立地促進を図るため、立地や設備投資等への支援を検討する | 〃 | |
| | | 地域特性を活かした地域経済牽引創出事業<br>廃校施設等の町内遊休地に対し、町内の農産物を活かした食品製造業や豊かな自然環境を活かした観光関連産業、地域高規格道路「道央圏連絡道路」を活かした物流業等への立地を推進するため、町として環境整備等、係る事業を推進していく | 〃 | |
| | (11) その他 | 企業誘致・雇用対策・移住促進パッケージ事業<br>これまで企業誘致担当、労働担当、移住担当がそれぞれに活動をしていた事業に対し、横串を通し相乗効果を生み出せるようパッケージ事業として取組を進める。流れとして企業誘致で働き口を増やし、企業と求職者のマッチング支援により雇用につなげ、また、各種フェア等で移住先の生活をイメージできるように仕事の情報発信も行うことで、最終的に企業、就業先、労働者、移住者の増加につなげていけるような事業を実施していく | 〃 | |

## (4)　産業振興促進事項

### （ｉ）　産業振興促進区域及び振興すべき業種

法第２３条（減価償却の特例）及び法第２４条（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）については、産業振興促進区域を過疎地域全域とし、法第２３条、第２４条に規定のあるすべての業種を対象とします。

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 長沼町全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和３年４月１日～<br>令和８年３月３１日 | |

### （ⅱ）　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）事業計画に記載のとおりです。

## ４　地域における情報化

### (1)　現況と問題点

#### ア　通信体系

本町では、山岳地帯やビル群等もないことから、有線通信・無線通信ともに比較的支障が少ない状況です。

ａ　電　話

情報通信の中心的媒体については、固定電話から携帯電話（スマートフォン）やタブレット端末へ変化しており、携帯電話等の移動通信媒体の普及の影響により、固定電話の設置率が低下傾向にあります。

携帯電話（スマートフォン）においては、その普及率の高さからすでに１人１台時代となり、公的機関による緊急地震速報や民間による災害用伝言ダイヤル等、安否確認を含めた各種防災情報等の共有により、誰もが手軽にあらゆる情報を入手できるようになっています。

ｂ　無　線

本町では昭和５４年に全町各世帯に防災行政無線戸別受信機、昭和５７年に移動系無線施設を整備し、令和元～２年度にかけては、総務省で定める新スプリアス規格へ対応するため更新を行い、緊急時の防災及び行政連絡に活用する等、迅速な情報提供システムの確立を図ってきました。

そのため、今後においても防災行政無線同報系及び移動系無線施設の維持管理が必要となっています。

#### イ　高度情報化への対応

日々進歩する情報通信技術は、今日の国民生活を支える経済社会基盤として、重要な役割を果たしています。

行政を進める上でも、効率的な事務運営を行い、質の高い住民サービスを提供するためには、更なる行政の情報化を進めることが大変重要なものとなっています。

本町においては、早くから行政の情報化に着手しており、様々な行政事務に情報システムを取り入れるとともに、安全・安心なまちづくりや経済産業の振興・活性化等、地域づくりを進めてきました。

中でも、平成１３年から平成１５年にかけて整備した高度情報通信網「まおいネット」においては、民間事業者による光ファイバ網の更なる整備と連携を図りつつ、平成２２年からは町内全域で超高速なブロードバンド環境が利用できるようになりました。

このような環境を活用し、行政情報、防災情報の収集・提供、本町の魅力ある観光資源や特産物等、様々な情報発信に努めています。

現在においては、内閣府の第５期科学技術基本計画において提唱された「Society5.0」や「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」に基づき、ＩＣＴやＡＩ、ＲＰＡ等の未来技術を活用し様々な分野での生産性やサービスの向上、労働力不足の解消といった、国民にとって利便性向上に配慮した行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みが進められています。

本町としても、これらの状況を踏まえ、必要な行政の情報化等を進めていくとともに、個性豊かで活力ある地域づくりを進めていくために、地域や産業の情報化の推進、また、それを支える人材の育成等についても取り組むことが重要です。一方、これまで構築した行政事務に係る情報システムの再構築を進めている状況です。

厳しい財政状況の中、再構築を進めるにあたっては、行政情報システムの標準化・共通化やサーバーのクラウド化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、また、ＡＩ・ＲＰＡの活用を推進し運用コストの低減と利便性の向上を図っていきます。

### (2)　その対策

#### ア　高度情報化への対応

①　地域の農業者、商工業者からの情報発信機能の充実、全国の企業、住民との情報連携の強化のための支援を行い、必要な行政の情報化を進めます。

②　行政情報システムについて、行政情報システムの標準化・共通化やサーバーのクラウド化の検討を進めます。

③　マイナンバーカードの普及促進に伴い、行政手続のオンライン化の検討を進めます。

④　個性豊かで活力ある地域づくりを進めるため、地域や産業の情報化を支援します。

⑤　５Ｇの活用を促進するほか、未来技術の利活用に向け、専門的なデジタル人材の育成・確保に向けた取り組みを推進します。

⑥　パソコンのほか、携帯電話（スマートフォン）やタブレット端末を利用して自宅やコンビニ等において２４時間、必要な証明書等が手に入る電子申請の高度化について検討を進め、住民サービスの向上を図ります。

⑦　「JIS 規格（JIS X 8341-3：2016）」「総務省（みんなの公共サイト運用ガイドライン）」に基づき、障がいを持った方から高齢者まで、年齢や条件の違うすべての人が平等に利用しやすい行政情報システムやホームページの提供に努めます。

## ５　交通施設の整備、交通手段の確保

### (1)　現況と問題点

#### ア　交通体系の整備

本町には鉄道がなく、産業や生活に不可欠な交通は道路に依存しています。地域の持続的発展のためには、利便性の向上に加えて、児童・生徒、高齢者等の交通弱者の安全を確保するとともに、冬期の降雪や凍結、水害等の災害時にも、生活物資の運搬や緊急車両の通行に支障をきたさないように、交通体系を整備することが必要です。

ａ　道　路

(a)　国　道

本町内には札幌市と帯広市を結ぶ国道２７４号線と、新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ国道３３７号線が交差し、町内の実延長は２９．２ｋｍで全線が舗装されています。

両国道は、本町の道路網の基幹であることはもとより、道内主要都市間の産業関連重要道路として、年を追うごとにその交通量は増加の一途をたどっています。

国道３３７号線は、地域高規格道路に指定された道央圏連絡道路として整備が進められ、一部区間が開通しましたが、現道は道路幅員も狭隘で交通混雑や冬期の走行環境等の問題もあることから、残る本町区域内全線の早期開通が必要です。

また、国道２７４号線についても混雑解消と安全な交通確保を図るため、道路の４車線拡幅と右折車レーンの整備、さらには交通安全施設の設置が必要です。

(b)　道　道

本町には札幌市、北広島市、恵庭市、栗山町等とを結ぶ主要道道２路線に加え、近隣市町とを結ぶ一般道道９路線が走っています。合計の実延長は５７．８ｋｍで、全線が舗装されています。

しかし、狭隘道路の拡幅整備や交通安全施設等の充実強化等を推進する必要があります。

(c)　町　道

町道実延長は令和２年４月１日現在４６３．９６ｋｍで、国道・道道と併せた道路網は、概ね５５０m間隔で東西南北に区画されています。

道路の改良、舗装については計画的に進めており、舗装率は平成２７年の５５．１％から令和２年には５５．７％に向上しましたが、全道の市町村道と比較すると依然として低い状況にあります。

今後とも、国道、道道の整備との連携や、住宅や建物の建設、農業機械の大型化に対応して、計画的に整備するとともに、老朽化等により安全な歩行や車両走行に支障をきたした箇所の補修、改修を適切に実施していく必要があります。

また、既存の橋梁等においては、現在の交通事情に合わせて橋梁の整備架換及び老朽化に伴う補修等の必要があります。全橋を５年に１度「近接目視点検」を行い、

利用者が安全に通行できるよう適切に維持管理をする必要があります。

(d)　林　道

伐採の適齢期を迎えた町有林について、１０か年の伐採・保育等の施業計画を確実に実施し、長沼町森林整備計画に基づく効率的な森林整備を推進する必要があります。

b　バ　ス

本町における町内外の公共交通機関は、バスとタクシーが利用されています。

特に、住民の足となるバス輸送については、民営バスと、民営廃止路線の代替バスとして町営バスを運行しています。

平成２４年度から本格運行している「デマンドバス」については、一定の需要はあるものの乗車数の減少がみられ、今後においては民営バス輸送の確保を図るとともに、町営バスの効率的な運行を確立し、運行エリアの見直し等住民が利用しやすいよう検証していく必要があります。

c　除雪体制等冬期の安全対策

冬期における町民の交通確保を図り、快適な道路環境を維持するため除雪体制の充実強化を図るとともに、新たな融雪システムとして融雪溝を市街地に整備しています。

今後においても、快適な冬の暮らしができるよう、除排雪機械の増強更新等の推進が必要です。

d　交通安全施設

道路交通網の整備は逐年実施していますが、信号機や規制標識等の設置については十分な状況ではありません。

また、交通量の増加及び車両の大型化に伴い、歩行者や自転車利用者の安全を確保することが急務となっているところから、交差点改良や歩道造成等、交通環境の整備を更に進める必要があります。

**(2)　その対策**

**ア　交通体系の整備**

①　地域高規格道路「道央圏連絡道路」の町内区間の早期開通に向けて、関係機関とともに取り組みます。

②　国道２７４号線の拡幅整備と主要交差点の整備、並びに交通安全施設整備を関係機関とともに推進します。

③　道道栗山北広島線等の道道の拡幅と交通安全施設等の充実強化並びに恵庭栗山線馬追橋の架換を関係機関とともに推進します。

④　国道、道道の交通安全施設、雪害対策施設等の整備を関係機関とともに推進します。
⑤　農地整備関連農道、ふるさと農道等の整備を推進します。
⑥　町道の改良、舗装、橋梁等の整備を推進します。
⑦　民営バスの運行について、鉄道との接続を踏まえた利便性が向上するよう、運行会社等の調整を図ります。
⑧　町営バス及びデマンドバスの効率的な運行を確立し、利用者の利便を図ります。
⑨　快適な道路環境を維持するため除雪体制の充実強化を推進します。
⑩　高齢者や障がい者等の交通弱者に対し、タクシー等の利用への支援を行います。
⑪　林業専用道整備計画（平成３０年度～令和４年度）に基づき、引き続き整備を推進します。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 4　交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道　　路 | 道路維持補修事業<br>零号線舗装　Ｌ＝500m | 長沼町 | |
| | | 東４線道路舗装改修事業<br>改良・舗装　Ｌ＝3397m Ｗ＝5.5m | 〃 | |
| | | 東９線道路改良事業<br>改良・舗装　Ｌ＝300m Ｗ＝5.5m+2.5m | 〃 | |
| | | 富士戸北線道路改良事業<br>改良・舗装　Ｌ＝648m Ｗ＝5.5m | 〃 | |
| | | 南６条西線外１街路改良事業<br>改良・舗装　Ｌ＝516m Ｗ＝9.09m | 〃 | |
| | | 北２条東線街路改良事業<br>改良・舗装　Ｌ＝278m Ｗ＝9.09m | 〃 | |
| | 橋りょう | 長沼町橋梁長寿命化修繕計画<br>Ｎ＝19 橋 | 〃 | |
| | (2) 農　　道 | ふるさと農道緊急整備事業<br>東６線地区<br>道路舗装修繕　L=2,620m | 北海道 | |
| | | 農地整備事業<br>新光東地区<br>道路改良　L=3,300m<br>道路舗装　L=3,300m | 〃 | |
| | | 農地整備事業<br>新光西地区<br>道路改良　L=6,050m<br>道路舗装　L=6,050m | 〃 | |
| | | 農村整備事業<br>基線地区<br>道路改良　L=2,104m<br>道路舗装　L=2,104m | 〃 | |
| | (3) 林　　道 | 林業専用道整備事業<br>町有林の間伐等、適正な維持管理を図るための専用道開設事業 | 長沼町 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 4　交通施設の整備、交通手段の確保 | (8) 道路整備機械等 | 除雪ドーザ購入事業<br>（汎用プラウ付き１台） | 長沼町 | |

## ６　生活環境の整備

### (1)　現況と問題点

本町では、札幌を中心とする都市圏からの移住及び農業地域からの移転に伴う市街地を中心とした人口増に対応するとともに、農業地域における定住化を図るため、「長沼町美しい景観づくり条例」により、地域の貴重な財産である自然環境の保全を図りながら、生活環境の向上のための施設整備等を進め、誰もが住みたい・住んで良かったと言える町の形成に努めてきました。

高齢化が一層進み、人口の自然減が予測される現状において、地域の持続的発展のためには、町外からの移住が促進されるよう、生活環境を整備することが必要です。

#### ア　水防・防災

本町の開拓が始まって以来、幾度となく大きな被害をもたらした水害は、北海道開発の重点施策である治水事業の強力な推進により徐々に解消されつつありますが、地形条件により、依然として水害発生の危険性は高いといえます。

また、町内には石狩低地東縁断層帯と呼ばれる活断層が存在すること等から、将来において大規模な地震の発生も懸念されます。

国や道による河川改修や遊水地の有効な活用、水防施設等の治水事業の推進と連携並びに、水防施設を整備し、適正に管理することに加え、防災体制の充実を図る等、災害に強い郷土づくりに不断の努力が必要です。

#### イ　上水道施設

本町の上水道事業は、南幌町と一部事務組合を設立し「長幌上水道企業団」により事業運営されています。

平成８年度より、水道普及率の向上と将来の水需要に対処するため、石狩東部広域水道企業団用水供給事業に参画し、水道施設整備を行っており、平成２７年度からは、夕張シューパロダム完成に伴い、石狩東部広域水道企業団が千歳川に設置した浄水施設から長幌上水道企業団の配水施設に送水されています。

近年、人口減少等により、給水量の減少は見られるものの、長沼町は札幌市、千歳市等に隣接し利便性もよく、町外からの移住及び住宅の新規建設並びに工業団地の受け皿も多いことから、今後においても給水量の増加が見込まれるため、引き続き水道施設の整備が必要となっています。

有収率は施設の老朽化等により、令和２年度末で８５．３０％となり、全国平均を約５％下回っており、適切な維持管理と適宜老朽管の更新に努め、有収率の向上を図る必要があります。

今後も、水道の三原則である「清浄」「豊富」「低廉」を基本とし、快適で潤いのある住民の生活に資するため、安全・安定・安心な水道水の供給に努めるとともに、効率的な水道事業の運営を図ることが重要となっています。

### ウ　下水処理施設

本町では、都市計画区域の中心市街地等においては公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む)、その他の集落集中地域においては農業集落排水事業、これらの地域外においては、合併処理浄化槽設置整備事業により施設を整備し、トイレの水洗化と生活排水の浄化処理を進めてきました。

全町の水洗化率は、令和２年度末で８２．５％となっています。

ａ　公共下水道区域内の整備

本町の下水道事業は、町民の快適な生活環境を整備するため、昭和５６年度から事業を進め、平成元年度の供用開始以降区域を拡大し、認可区域の８１．７％の整備進捗により、全町人口の約５９％が利用可能となっています。

処理区域内の未利用者が約２％あることから、管渠の拡充整備等を計画的に実施し普及率の向上に努め、また、下水道施設の機器更新にあたっては、ストックマネジメント計画及び耐震化計画を段階的・計画的に取り組み、施設の維持管理をする必要があります。

ｂ　公共下水道区域外の整備

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、平成８年度から２箇所の農業集落排水施設を整備するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業を進め、全町人口の約２４％が利用可能となっています。

農業集落排水区域内の利用率の向上を図り、維持・管理の効率化に努めるとともに、計画的に合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図る必要があります。

### エ　環境衛生施設

ａ　し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、道央地区環境衛生組合が解散し、平成２７年度からは、北広島市への委託による処理が開始されていますので、引き続き円滑に処理が行えるよう、取り組んでいきます。

ｂ　ごみ処理

本町のごみ処理については、南幌町及び由仁町との３町で組織する「南空知公衆衛生組合」において分別収集を行い処理し、処分しています。

可燃ごみについては馬追清掃センターで焼却処理を行っていましたが、平成９年に策定された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」の適用基準に適合しないことから平成１４年１１月末に稼働を停止し、平成１４年１２月から札幌市に、平成２０年度から千歳市へ焼却の処理委託を行っています。生ごみは堆肥生産

センターにおいて籾殻と混合、発酵させコンポストを生産しています。

粗大ごみ、不燃ごみについては、平成９年４月に稼働した馬追クリーンセンターで破砕し、資源となる鉄とアルミニウムは回収し、再処理業者に引き渡しています。再利用できない破砕ごみは、不燃物と可燃物に選別し不燃物は管理型最終処分場で埋め立て処理をし、可燃物については焼却処理しています。また、資源ごみのビン、缶、ペットボトル及びプラスチック類は再商品化に、段ボール類は再処理業者に引き渡すことにより処理しています。

なお、一般廃棄物の最終処分場は令和１７年に埋め立て完了となる予定で、今後、リサイクル活動の推進等によるごみの減量化が、より一層必要となっています。

ごみ処理の広域化については、平成２６年に「道央廃棄物処理組合」が設立し、焼却処理施設の整備に取り組んでいます。

良好でさわやかな環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、今後行政区に対して、不法投棄や他地域の者が排出したと思われる分別されていないごみの分別回収、リサイクル活動等に対しての支援対策が必要となっています。

c　霊園・火葬場

霊園は計画的に造成し、貸付を行うとともに、周辺は花壇、水飲場、街路灯を設置し、環境の整備を行っています。今後、貸付促進のため平成１８年度以前に造成された霊園の環境整備が必要となっています。

火葬場は栗山町、由仁町及び南幌町との４町で組織する「南空知葬斎組合」によって管理運営されています。施設の建設にあたっては、従来の火葬場のイメージを払拭し、公害防止対策や環境に十分配慮した施設となっています。

d　公衆浴場

本町の公衆浴場は町の中心地に１か所あり、地域行政区に管理運営を委託し、主に高齢者の健康増進と福祉の向上を図っています。利用者の利便を図るため、適切な施設の維持管理を行っていますが、施設の老朽化に伴い、維持補修費の増嵩が懸念されています。

### オ　消防施設及び救急体制

本町の消防業務は、栗山町、由仁町及び南幌町との４町で「南空知消防組合」を組織し、有事の災害に備え即応体制を整えています。

消防体制については、近年複雑化・多様化・高度化する災害への対応を図っていますが、老朽化した施設及び２５年以上経過した車両の更新が必要です。また、職員数については、計画的な補充が必要であり、今後も消防広域化の動向を見据えながら、消防施設・装備及び人員の整備を推進し、消防力の整備指針に基づいた体制を構築することが求められています。

通信体制については、デジタル化整備を実施し、迅速な出動に対応しています。

救急体制については、救急救命士の特定行為の指示病院は、町立長沼病院、北大病院であり２４時間体制が確立されています。今後、特定行為や処置拡大に対応できる救命士を計画的に養成すること、さらに救急隊員教育の指導的立場の救急救命士を養成し、資質向上を図ります。

ドクターヘリの運用に伴い傷病者の初期治療までの時間が短縮され、救命率向上や後遺症の軽減につながっています。今後においても冬期間の臨時着陸場の確保とともにドクターヘリとの連携訓練も継続していく必要があります。

また、町内施設・企業でのＡＥＤの設置が進んでいますが、今後更なる設置の促進を図るとともに町民への取扱い講習を実施し、救命率の向上につなげることが必要です。

### カ　住　宅

町民の住まいは、持ち家が全体の約８割を占め、特に、６５歳以上の高齢者のいる世帯の９割は持ち家に住んでいます。

また、住宅建設の動向をみても、一戸建ての住宅が全体の９割を占め高い比率となっています。

持ち家に次いでは、民営の借家が多く、増加傾向にあります。

公営住宅は、老朽化した住宅が多く、全体の６割近くが耐用年数を超えています。古い住宅に入居する方は少なく、空き家は増加傾向にあります。このため、公営住宅の適正な建て替え、改善等について計画的な推進が課題となっています。

なお、公営住宅、民間住宅を問わず、過去の大量供給時代における住宅ストックは住宅水準における規模や構造、性能等において、多くの課題を残しており、今後更新が必要となっています。また、高齢社会に向け、ユニバーサルデザイン対応等、良質な住宅ストックの形成が共通の課題となっています。

さらに、適正な管理がされず放置された空き家が顕在化してきており、防災や環境等の面で周辺環境への悪影響が懸念されます。

### キ　公　園

本町では、都市計画区域において都市計画公園の整備を進めてきたほか、農村地域においても、防災機能や地域住民の憩いの場、都市住民との交流の場として、公園や関連施設を整備し、緑豊かな公園施設の充実を図ってきました。

公園はまちづくりの基幹施設であり、長沼町公園施設長寿命化計画により、公園施設の適切な修繕や改築を行い、安全や質の低下を招くことのないよう、良好な公園施設及び環境を維持することが必要です。

## (2)　その対策

### ア　水防・防災

① 千歳川本支川の治水対策事業を関係機関とともに推進します。

② 高齢者等の要配慮者対策を推進し、災害時における対応を充実します。

③ 行政区ごとの防災部長等を中心とした自主防災組織の組織化を推進するとともに、総合防災訓練の実施による自助、共助、公助能力の向上及び防災意識の高揚を図り防災体制を充実します。

④ 適時適切な防災情報を防災行政無線、町ホームページ、メディア等を通じ提供し、町民の安全・安心な生活を実現するよう更なる推進を図ります。

### イ　上水道施設

① 上水道を適切に維持管理します。

② 安定的かつ効率的な水運用を図るとともに、維持管理等を強化し、有収率の向上を図ります。

### ウ　下水処理施設

① 下水道普及率の向上を図るとともに、施設の機器更新に当たり、ストックマネジメント計画及び耐震化計画に段階的に取り組み、処理施設の安全・安心な運営管理を図ります。

② 下水道処理区域及び集落排水地区における接続ＰＲにより、利用率の向上を図ります。

③ 合併処理浄化槽設置整備事業を推進し、水洗化率の向上を図ります。

### エ　環境衛生施設

① 「道央廃棄物処理組合」が平成２６年に設立し、焼却処理施設の整備に取り組んでいきます。

② 良好でさわやかな環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めるため、行政区が自ら行う５Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）活動等に対しての支援対策を検討します。

③　霊園の貸付促進のため、平成１８年度以前に造成された霊園の環境整備を検討します。

**オ　消防施設及び救急体制**

①　消防施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した消防施設及び消防車両の更新を図り、各種災害に対応できる体制を強化します。

②　複雑、多様化する災害に対応するため、職員の資質の向上に努め、必要な装備の充実を図ります。

③　メディカルコントロールに対する関連病院との協力体制と、事後検証や各種講習会への参加を促し救急体制の強化、質の向上に努めます。

**カ　住　宅**

①　公営住宅の計画的な整備を図ります。

②　高齢者・障がいのある人等が生き生き暮らせる住宅づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン住宅の整備を進めます。

③　住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するため、住宅リフォームに対する支援を推進します。

④　空き家の活用や、老朽空き家の解消を推進します。

**キ　公　園**

①　長沼町公園施設長寿命化計画により、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築に取り組みます。

②　公園緑地は、快適な都市環境の形成、レクリエーション需要、防災拠点施設としての利用があるため、引き続き適切な維持管理を進めます。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 5　生活環境の整備 | (2) 下水道処理施設<br>公共下水道 | 下水道ストックマネジメント支援制度事業 | 長沼町 | |
| | 農村集落排水施設 | 農業集落排水事業　南長沼地区<br>機能強化<br>機械設備、電気設備外 | 〃 | |
| | (3) 廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設 | 焼却施設建設事業 | 道央廃棄物処理組合 | |
| | | マテリアルリサイクル推進事業<br>ストックヤード建設（一次保管施設） | 南空知公衆衛生組合 | |
| | (4) 火葬場 | 火葬施設改修事業 | 南空知葬斎組合 | |
| | (5) 消防施設 | 小型動力ポンプ付水槽車更新事業<br>１０ｔ水槽車の更新 | 南空知消防組合 | |
| | | 第２分団１部車更新事業<br>消防ポンプ自動車の更新 | 〃 | |
| | | 第２分団２部車更新事業<br>小型動力ポンプ付積載車の更新 | 〃 | |
| | | 第１分団４部車更新事業<br>小型動力ポンプ付積載車の更新 | 〃 | |
| | | 消火栓更新事業<br>耐用年数を超え老朽化した消火栓を計画的に更新 | 〃 | |
| | | 簡易型通信指令システム更新事業<br>耐用年数を経過した簡易型通信指令システムの更新 | 〃 | |
| | (6) 公営住宅 | 公営住宅建替事業<br>老朽化した公営住宅を計画的に建て替えする。住宅の用途廃止のため、一定期間、民間の共同住宅を借り上げての運用も行う | 長沼町 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 5　生活環境の<br>整備 | (7) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>生　　活 | 公営住宅長寿命化改善事業<br>建物の長寿命化を図るため、屋根・外壁等の改修を行う | 長沼町 | |
| | | 住宅リフォーム補助金助成事業<br>持ち家に住む方が町内業者を利用して行う住宅リフォームに係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | 環　　境 | 空家活用支援助成事業<br>空家を活用するために行う修繕工事に係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | | 特定空家解体支援事業<br>保安上、衛生上、景観上問題となっている空家の解体に係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | 防災・防犯 | 道路照明施設維持管理事業<br>町内行政区の所有・管理している街路灯の電気料等の一部を補助 | 〃 | |
| | (8) その他 | 都市公園長寿命化対策事業<br>N＝１３箇所 | 〃 | |

## 7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1)　現況と問題点

高齢者の増加のみならず、出生率の低下（少子化）や若年層の流出に伴い、人口に占める高齢者の比率が高まっています。

地域の持続的発展のためには、今後一層の加速が予想される高齢化や少子化に対応しつつ、地域の生産力・労働力を維持するとともに、「人生１００年のまちづくり」を目指し、老若男女を問わず、障がいを持った人も安全で安心して暮らせる地域社会を作り上げていくため、複合的な対策が必要です。

総合保健福祉センターりふれには、保健福祉課・子ども育成課・ 地域包括支援センター・ 子育て世代包括支援センター・訪問看護ステーション・運動指導室があり、それぞれに連携をとり、保健・医療・福祉・介護の各サービスを総合的に提供しています。引き続きここを拠点とし、各サービスの連携を一層強化し、地域も含めたネットワークづくりを進めることにより、総合的・一体的な高齢者福祉を推進することが必要です。

また、子どもの社会性・人間性を育て生き生き暮らせるまちを目指し、令和２年４月から本町の子育て支援、発達支援、幼保給付事業、児童福祉施策の効率的な連携を図るため、子ども育成課を新設しています。

### ア　高齢者の保健及び福祉の向上

高齢化の一層の進展に伴い、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯が増加することから「高齢者が健康で生きがいを持ち、楽しみながら、安心して生活できる町づくり」を推進することが必要不可欠です。

本町では、平成１２年度に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の健康管理、保健活動の充実、生きがい対策等の諸施策を実施しています。

令和３年度から同計画の第８期計画が進められ、今後もいかにして「健康寿命」を延ばすかに視点を置き、保健、医療、福祉等の関係機関の連携を強め、生活習慣病予防、生きがいづくり、生活支援等を通じて、要介護状態の予防又は悪化を防止する総合的な対策を図る必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築のため、「在宅医療・介護連携」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの体制整備」の業務を進めております。

高齢者の生きがい対策と就業機会の確保については、長沼町シルバー人材センターが核となり、会員のもてる技能を生かし、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図っています。

また、豊生大学や趣味教室等の生涯学習活動や産業分野と連携した高齢者の生きがいづくり、老人クラブ活動・パークゴルフ・ゲートボール・りふれのレッスンプログラムや運動指導室の利用等を通じた健康づくり、仲間づくり、ボランティア活動及び

社会参加を促進し、高齢者の経験や能力を発揮できる機会の確保に努めることで、高齢者が健康で生きがいを持ち、楽しみながら、安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、令和２年度より始まった「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、疾病の予防と社会保障の安定に向けた保健事業を実施しています。

### イ　少子化への対応

第２期長沼町子ども・子育て支援事業計画により住民ニーズの変化に即して出産支援、子育て支援等、給付型・交付型の事業を展開していますが、世帯の核家族化、共働き子育て世代の増加が今後も見込まれ、安心して子どもが産み育てられるよう子育てに関する情報提供やコミュニケーションが深まる相談・支援体制の整備が求められています。

本町で安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育サービスの充実や、出産や子育てに関する相談に努めるとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を推進します。

長沼町児童センター「ぽっくる」を有効活用し、子どもたちが安心して自由に遊び、交流できる場をつくるとともに、子育て支援、子どもたちの活動を支援する町民の拠点づくりを進めます。

また、高校卒業までの医療費助成をするほか、地域全体で子育て支援をする体制を整備し、少子化対策を進めます。

現在、出産前の母親・両親学級を始め、新生児訪問や各年齢の健診において、母子の健康、栄養、育児相談、発達相談を実施していますが、今後とも育児や子育ての不安を解消し、妊娠・出産・育児について一貫した母子保健事業の推進を図っていくことが必要です。

本町の乳幼児健診の受診率は９９％と高い水準にあり、未受診については未受診の理由の把握や必要な支援を行っています。母子が安心して過ごすことができるように問題を抱えているケースに対する支援等、きめ細かな対策が今後も必要です。

### ウ　その他の保健及び福祉及び共通事項

福祉に対するニーズは、ますます複雑・多様化してきており、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいという新たな課題が顕在化しています。このため、町民一人一人が地域福祉の考え方である自助（個人）・互助（近隣）・共助（保険）・公助（行政）への理解と関心を深め「他人事」になりがちな地域の課題を「我が事」として捉え地域全体で互いを支え合う仕組みづくりが必要となっています。

高齢者、心身に障がいのある方、妊婦、乳幼児を持つ親等が、安心して日常生活を送ることができるよう望まれていますが、これらの人々を取り巻く環境整備は十分と

はいえない状況です。

ユニバーサルデザインの考えに立った公共施設のリニューアル等、誰もが利用しやすい施設整備を図るとともに、乳幼児・児童、高齢者、障がい者（児）等誰もが主体的に生き、支え合い、共生するユニバーサル社会を育みながら、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。また、社会的背景の様々な変化、多様化に伴い、人々の価値観も変化し、個人の社会貢献意識が高まりボランティア活動の活発化へと繋がってきており、地域福祉を支える担い手の一つとして、その育成と活動支援が求められています。

本町では、健康づくりの推進、特に生活習慣病予防のために、町民自らが自分の身体の状態を理解し、自分にあった食事と運動を選択して実行できるよう運動指導士との連携により、各種健診、健康教育、健康相談、保健指導等のサービスを行っており、着実にその成果が現れているところから、引き続き支援が必要となっています。

また、現在管理している各地区会館及び各福祉センター施設は、老朽化に伴う維持補修費が多額となり、町民が安心して利用できるよう管理運営を行う上で、財政上厳しい現状にあります。

表４－１　高齢者人口等の推移

| 区　　分 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---|---|---|---|---|
| 総人口　（a） | 人<br>12,452 | 人<br>12,401 | 人<br>11,691 | 人<br>11,076 |
| ６５歳以上　（b） | 2,792 | 3,234 | 3,476 | 3,840 |
| 高齢者比率 (b)/(a) | %<br>22.4 | %<br>26.1 | %<br>29.7 | %<br>34.7 |
| 総世帯数 | 世帯<br>4,096 | 世帯<br>4,404 | 世帯<br>4,324 | 世帯<br>4,324 |
| 高齢者単身世帯<br>（６５歳以上） | 249 | 375 | 438 | 557 |
| 高齢者夫婦のみの世帯<br>（ともに65歳以上） | 485 | 625 | 703 | 744 |

（国勢調査）

表４－２　若年者人口の推移

| 区　　分 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---|---|---|---|---|
| ０～４歳 | 524 人 | 425 人 | 419 人 | 333 人 |
| ５～９歳 | 601 | 552 | 401 | 434 |
| １０～１４歳 | 703 | 596 | 518 | 399 |
| 計 | 1,828 | 1,573 | 1,338 | 1,166 |
| 総 人 口 | 12,452 | 12,401 | 11,691 | 11,076 |
| 割　　合 | 14.7 % | 12.7 % | 11.4 % | 10.5 % |

（国勢調査）

表４－３　保育園の状況

| 園　　名 | 定　　員 | 入園児童 | 定員比 |
|---|---|---|---|
| 中央長沼保育園 | 150 人 | 112 人 | 75 % |
| 南長沼保育園 | 45 人 | 5 人 | 11 % |

（令和３年４月１日現在　長沼町子ども育成課資料）

### (2)　その対策

#### ア　高齢者の保健及び福祉の向上

① 高齢者のみの世帯や一人暮らしの増加が見込まれることから、引き続き緊急通報装置の設置を推進します。

② 支援の必要な高齢者とその家族の自立と生活向上を目指し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者等に対する配食サービス等、ニーズに基づくサービスを提供するため、保健・医療・福祉の調整を図りながら地域包括支援センターの運営の充実に努めます。

③ 医療依存度の高い高齢者の増加が見込まれることから、民間施設を含めた町内外関連施設及び町立長沼病院の将来体制とともに、施設のあり方について改築も含めて検討します。

④ 生涯学習や雇用、就労機会の場の拡充など、産業分野と連携した高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援します。また、老人クラブの自主活動への支援やシルバー人材センターの自立活動を支援します。

#### イ　少子化への対応

① 保護者のニーズに即した保育体制、保育時間、保育サービスの内容充実と情報提供に努めます。

② 幼稚園・保育園と小学校の情報交流・連携を図り、小学校教育への円滑な移行を促進します。

③ 児童センターを核として家庭と地域の教育力アップに努め、子どもの居場所づく

りを推進します。

④　子育て世代包括支援センターに窓口を設け、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

⑤　子育て支援センターにおいてファミリーサポートセンターをはじめとした、必要な時に必要な支援を受けられる子育て家庭の支援を行います。

⑥　心身の発達に心配や障がいのある児童とその保護者との発達相談や療育支援を行い、家庭や地域で健やかに育つよう療育の充実に努めます。

**ウ　その他の保健及び福祉及び共通事項**

①　各種健診、予防接種、健康相談等の保健活動の充実強化を図ります。

②　りふれ運動指導室、ながぬま温泉、パークゴルフ場、水泳プール等を利用した健康づくりを進めていきます。

③　長沼町社会福祉協議会が所管するボランティアセンターの機能充実を図り、ボランティア活動の啓発・普及を推進し、地区・団体・学校・高齢者等の活動を支援します。

④　ひとり親家庭に対する保健・福祉活動の充実を図り、関係機関と連携した各種心配事の相談支援、就職のための資格取得などの就労支援、母子父子寡婦福祉資金貸付金の斡旋などによる経済的支援を行います。

⑤　道路、公園、公営住宅、その他公共施設について、ドア、トイレなどの設備改善や段差解消などバリアフリーに配慮した整備を促進し、障がいのある人だけでなく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの環境整備に努めます。

⑥　民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の相談、指導、支援の充実を図り、活動を支援します。

⑦　高齢者・障がいのある人等が生き生き暮らせる住宅づくりを推進し、ユニバーサルデザイン住宅の整備を進めます。

⑧　地域コミュニティの中核施設である各地区会館及び各福祉センターは、施設の存続及び改修について、学校・保育園等ほかの公共施設の有効利用を含め、地域との協議により、そのあり方を検討します。

⑨　高齢者や障がい者等の交通弱者に対し、通院や通所を対象とした移送サービスや交通費の一部助成の支援を行います。

⑩　高齢者等の災害時避難行動要支援者が円滑に避難を行えるよう、消防や地域、ボランティア団体、民生委員・児童委員が連携した「ご近所あんしんネットワーク事業」の更なる充実を図るとともに、これらを核とした地域福祉ネットワークの利用促進を図ります。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (4) 介護老人保健施設 | 町立介護療養型老人保健施設改築事業 | 長沼町 | |
| | (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | 「りふれ」屋上防水改修事業<br>災害発生時には福祉避難所にもなり、通常時は保健・医療・福祉・介護の各サービスの拠点施設である「りふれ」の屋上防水改修を行うことにより、施設の長寿命化を図る | 〃 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | 遠距離通園助成事業<br>保育園に通園している世帯の内、片道４ｋｍ以上の送迎を要する保護者に対する経済的負担軽減のための助成 | 〃 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 緊急通報装置設置事業<br>災害発生時等の緊急時における迅速かつ適切な緊急救助体制を確保するための装置９０台設置 | 〃 | |
| | | 高齢者運転免許証自主返納支援事業<br>高齢者の免許返納による､交通手段確保（1 名につき年間 550 円券を 24 枚） | 〃 | |
| | | 高齢者等移送サービス事業<br>通院・通所施設の利用等外出の際の移動手段の確保が困難な高齢者等を対象とした移送サービスの委託 | 〃 | |
| | | 高齢者地域ケア推進事業<br>独居及び高齢者世帯を対象とした訪問・電話による孤独感の解消、安否を確認するサービスの委託 | 〃 | |
| | | 障害者ハイヤー料金・自動車燃料費助成事業<br>居宅で生活する重度障害者の生活圏の拡大及び福祉の増進のための助成 | 〃 | |
| | | 難病患者通院費助成事業<br>難病患者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため通院に要する交通費の一部を助成 | 〃 | |
| | | 人工透析患者通院費助成事業<br>人工透析患者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため通院に要する交通費の一部を助成 | 〃 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障害者福祉 | 老人福祉施設措置事業<br>老人福祉施設入所費措置による高齢化対策 | 長沼町 | |
| | | 社会福祉団体補助事業<br>社会福祉協議会が実施する高齢者等に対して行う事業に対する補助 | 〃 | |
| | | 老人クラブ活動促進事業<br>高齢者が元気で活力のある日常を送るため、各地区における組織への活動費助成 | 〃 | |
| | | 高齢化対策事業（シルバー人材センター補助）<br>高齢化社会の現状を踏まえ、高齢化対策事業推進のための運営事業費を補助 | 〃 | |
| | 健康づくり | ながぬま温泉等使用料助成事業<br>町内施設利用料の助成による町民の疾病予防・健康増進を図る | 〃 | |
| | | 予防接種事業費<br>予防可能な疾病の重症化予防のため、予防接種費用の助成を行う | 〃 | |
| | | 健康診査事業費<br>健診結果から自分の体の状態を知り、疾病の早期発見・治療を促進することで健康の維持と医療費の抑制を図る | 〃 | |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本町では「長沼町公共施設等総合管理計画」を上位計画として、各社会福祉施設の個別施設計画を策定しました。本計画においても各個別施設計画の考え方に則り、事業の推進・検討を進めてまいります。

長沼町総合保健福祉センター個別施設計画

長沼町総合保健福祉センターりふれは、平常時は保健・福祉・子育て・介護・医療の各サービスを総合的に提供する拠点、災害時には避難所、場合によっては対策本部機能を担う必要があることから、計画的な修繕、改修、予防保全を行うことで長寿命化を図り、建物を長期的に活用する必要がある社会福祉施設です。施設の現状を把握した上で、必要な点検箇所や修繕計画を明確にすることで、施設の長寿命化を図るとともに、長中期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現することにより、将来的にも安全・安心な施設環境を確保します。

長沼町社会福祉施設長寿命化個別計画

長沼町公共施設等総合管理計画を上位計画とし、各社会福祉施設の背景を踏まえ、施設の現状を把握した上、必要な点検箇所や修繕計画を明確にすることで、施設の長寿命化を図るとともに、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現することにより、将来的にも安全・安心な施設環境を確保する。

## ８　医療の確保

### (1)　現況と問題点

本町の医療施設は町立長沼病院１（内科、消化器科、循環器科、整形外科、眼科、皮膚科、精神神経科、麻酔科等)、医院４（内科３、整形外科１、神経科１)、歯科医院４です。

医学の進歩や保健活動の充実等により町民の健康は増進していますが、保健医療に対する需要は、高齢化や生活環境の変化に伴い多様化、増大する傾向にあります。また、患者側の専門医志向により札幌圏を中心に町外医療機関への受診依存度が一定程度高い状況にあります。

町立長沼病院については、地域の医療機関としての機能が十分発揮できるよう、医療従事者と高度医療機器の充実が必要です。また、救急医療については医師と消防等の関係機関と協力し、広域的な連携体制の維持充実に努めることが必要です。

なお、町立長沼病院の主要な施設は建設以来４０年以上が経過し老朽化が進む中、部分的な補修等で対応していますが、将来的な地域医療のあり方と併せて改築についても検討が必要です。

### (2)　その対策

①　町立長沼病院の診療科及び病床規模の見直しを引き続き行い、老朽化した病院の改築等の議論に着手します。

②　医療体制の充実を図るため、高度医療機器の整備、電子カルテ・オーダリングシステムの導入等を検討するとともに、医師及び看護師等医療スタッフの確保に努め、医療技術の向上を推進します。

　また、町内医院にない専門診療科（眼科・皮膚科・麻酔科等）の確保を含め必要性を検討します。

③　救急医療の多様化、専門化に対応するため、専門診療医の出張診療の要請等、広域的な連携等による救急医療体制の充実を図ります。

④　訪問看護の体制を整備し、在宅医療ニーズの把握を行い、訪問診療についても検討します。

## (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 7　医療の確保 | (1) 診療施設<br>病　院 | 町立長沼病院改築事業 | 長沼町 | |
| | | 町立長沼病院医療機器等整備事業 | 〃 | |
| | (3) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>自治体病院 | 専門医医療確保事業<br>安心な地域医療及び診療科確保のため、眼科・皮膚科・麻酔科等の体制整備 | 〃 | |
| | | 救急医療確保事業<br>二次救急医療体制確保のため、医師及び看護師の確保 | 〃 | |
| | その他 | 乳幼児等医療費助成事業<br>高校卒業までの間における医療費の完全無料化のため、北海道医療給付事業の対象外費用について全額助成 | 〃 | |
| | | 重度心身障害者医療費助成事業<br>安心した在宅生活を送るため、重度の障害をもつ方の医療費について経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成 | 〃 | |

## ９　教育の振興

### (1)　現況と問題点

高度情報化、国際化が急速に進展し、社会・経済の状況が日々大きく変化する中、少子高齢化や環境問題、安全・安心の確保等、私たちの生活に関わる多くの諸問題に対し、一人一人が真剣に受け止め、向き合うことが重要です。

そのような中、生涯学習社会の実現並びに教育への期待はより大きなものとなっており、学校はもとより、家庭・地域の教育力の重要性が増す一方、社会における人間関係の希薄化とともに、規範意識の欠如や倫理観の低下が引き起こす新たな課題も指摘されています。

本町では、子どもたちが夢を持ち、将来、地域に根ざして夢を実現できるように、また、町民が生涯を通じ、自己を磨き、高め、その成果を地域に還元することのできる環境づくりを目指して、様々な場面において教育を推進しています。

また、このような観点から、学校・家庭・地域が一緒に協働しながら子どもたちの成長を支える仕組みとして、「コミュニティ・スクール」を導入したところであり、学校を核とした地域づくりを推進します。

#### ア　生涯学習

生涯学習は、各個人が自らの人生を楽しく豊かにするために、生涯の色々な時期に、自由意思に基づき、自分に適した手段・方法によって、生涯にわたって行う学習活動です。

町では、平成２３年度に「第２期長沼町生涯学習推進計画」を策定し、前期５か年、後期５か年、計１０か年の基本計画に基づき「生涯にわたって学べる環境づくり」「多様な学習活動づくり」「生涯学習推進体制づくり」を進めてきました。

一方で、社会環境の変化や、活動団体の会員減少や高齢化などの問題への対応も求められていることから、時代の変化に対応した「第３期長沼町生涯学習推進計画」を策定し、令和３年度からは当計画に基づき取り組むこととなります。

生涯にわたって自ら学習に取り組み、その成果を地域に還元することによってコミュニティが形成され地域が活性化するよう、その環境を醸成することが大切です。

#### イ　家庭教育

基本的な生活習慣の習得、豊かな情操や自立心などの育成、調和のとれた心身の発達など、「生きる力」を身につける上で重要な役割を担っています。

しかし、近年の社会環境は、過疎化の進行、家族形態の変容、人々のライフスタイルの多様化など、家庭や地域の環境が大きく変化したことにより、益々子育てについて不安や孤立を感じる家庭に対する支援が重要となっています。

本町では、令和２年度に子育て等支援に特化した「子ども育成課」を新設したところであり、長沼町児童センター「ぽっくる」を拠点として、更なる子育て支援サービ

スや家庭教育を充実させていくことが必要です。

今後は、「学習を希望する親の子育て支援」から「すべての親の子育て支援」へとシフトして家庭教育支援を推進することが必要です。

### ウ　学校教育

グローバル化が一層進展し、ＩｏＴ、ロボット、人工知能やビックデータが新たな価値を生み出す超スマート社会（Society5.0）が到来しようとしている今、未来に向かって新たな一歩を力強く踏み出していかなければなりません。また、９年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の設置に向け、小中一貫教育を加速するなど、授業改善の連携や教育課程の接続強化などを進めるとともに、子どもたちを地域で育てるため、地区町民や保護者と情報共有を図る必要があります。

町内の各学校では、北海道教育目標及び長沼町教育大綱のもと、児童生徒の実態、地域の状況、保護者の願いなどに基づいた教育目標を定め、目標の具現化に努めています。

さらに、学校経営計画等の諸計画を作成し、「確かな学力」を身につけさせ、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことにより、「生きる力」を育てる教育が行われています。また、長沼町の教育が目指す方向性として、協働・共育・共生による学びの質の向上を重点的に取り組みます。

学校施設については、耐震補強は完了したものの、老朽化が進み構造躯体にも不安があることなどから、早急に改築に向けた取り組みに着手する必要があります。また、学校統合により遠距離通学となる児童生徒への心身の負担を解消するため、スクールバスを運行し、児童生徒の遠距離通学手段の確保に努めています。

学校給食については、児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指し、地場産食材を活用した栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するよう努めています。学校給食を通じて、食料生産や消費について児童生徒への正しい理解を導くとともに、学校給食が「生きた教材」となるよう、家庭・学校・地域と連携し、食に関する指導の充実に努めています。一方で、地場産食材の安定した供給と使用率向上、センター建設後３０年以上が経過しており建物や機器の老朽化が進んでいることなどから、安全・安心な給食を提供するため設備更新を図りながら、施設の複合化・集約化も含め、早急に改築に向けた取り組みに着手する必要があります。

### エ　社会教育・体育等

ａ　社会教育

本町の社会教育は、生涯学習の中核として「第３期長沼町生涯学習推進計画」に基づいて推進していきます。

社会教育は、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現に向け、その中核的な役割

を担っています。教育や学習は学校教育において完結するものではなく、ライフステージに応じた町民一人一人を大切にした学習機会や学習活動の充実が求められています。

b　図書館

学習活動を支援する役割を担う図書館については、平成５年の開館から２７年が経過し、蔵書は１１万冊を超えましたが、利用者の多種多様なニーズに応えるため、引き続き資料の質・量の充実を図り、読書活動支援に努めます。

c　社会体育

スポーツ活動は日常生活の中に着実に定着しつつあり、特に近年は健康増進、体力づくりに対する意識の高揚が著しく、また、地域住民の連帯感を生む等まちづくりに大きく貢献しています。

本町にはスポーツセンター、運動広場等各種スポーツ施設が整備されていますが、施設の一部が老朽化や手狭になりつつあります。適切な維持補修により長寿命化を図るとともに、利用状況や老朽化の程度を踏まえて改善・整備が必要です。

また、高齢化の進展、競技種目の多様化ともあいまって町民の健康、体力づくりに対する意識が高まっている中、スポーツに親しむ機会の少ない中高年層も参加できる軽スポーツの普及をより一層推進し、生涯にわたり健康で充実した生活を送るために生涯教育の一環としてのスポーツ活動を振興することが重要です。

### (2)　その対策

#### ア　生涯学習

①　第３期長沼町生涯学習推進計画に基づき、計画的に生涯学習を推進します。
②　生涯学習だよりの発行など、生涯学習の啓発を進めます。
③　生涯学習を推進するため、指導、相談体制、生涯学習情報収集・提供の強化を図ります。
④　生涯学習推進に係る人材の確保と育成を図ります。
⑤　生涯各期に応じた教室、講座、講演の充実を図るなど、学習機会の充実に努めます。

#### イ　家庭教育

①　行政間の連携による家庭教育支援事業の充実に努めます。
②　子育て中のすべての親への情報発信に努めます。

#### ウ　学校教育

①　個性を尊重し、きめ細かな指導を展開することで、子どもたち一人一人が自らの良さを発揮し、自己実現を図ることができるようにすることが大切です。グローバル化社会に主体的に対応できる人材育成を目標に、文化の違いや多様な価値観の違

いを受け止め協働する子どもの育成を目指しています。特別支援教育については、関係機関とも十分な連携を図りながら、組織的な指導の充実に努めています。

② 情報教育については、情報活用能力の育成や多様な教育活動を展開するため、一人一台端末の導入や高速大容量通信環境整備など、国が進めるＧＩＧＡスクール構想の実現と、ＩＣＴを活用した学びの推進に努め、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習、双方向型の一斉授業に取り組みます。また、「新しい形のいじめ」や有害情報等による被害や事件が増加傾向にあることなどから、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル指導が必要です。さらに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を活用し、学校と保護者や地域の皆さんが互いに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるなど、地域とともにある学校づくりを進めます。

③ 確かな学力を保障するため、学校において「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」の実践が重要です。また、外国語教育の充実に努め、諸外国について理解を深め、英語によるコミュニケーション能力を育成し「英語で討論・交渉できる」英語技能を身につけることを目指し、英語検定助成事業など意欲をもって取り組む環境づくりに努めます。

**エ　社会教育・体育等**

① 学校・家庭・地域の連携協力体制の強化に努めます。
② 地域創学の取り組みと充実に努めます。
③ 魅力ある学習機会の充実に努めます。
④ 青年団体への支援を図ります。
⑤ 学習情報の的確な発信に努めます。
⑥ 町民のニーズに応じた学習機会の充実に努めます。
⑦ 健康維持のための学習機会の充実に努めます。
⑧ 地域づくりに向けた社会参画への促進を推進します。
⑨ 学習ニーズに応じた学習機会の充実に努めます。

### (3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 8　教育の振興 | (1) 学校教育<br>関連施設<br>校　舎 | 校舎新築事業<br>小中学校とも建築後約 60 年を経過しており、老朽化が進み構造躯体にも不安があることから義務教育学校の導入を見据え校舎を整備 | 長沼町 | |
| | 屋内運動場 | 屋内運動場新築事業<br>校舎新築にともない、屋内運動場整備 | 〃 | |
| | 給食施設 | 学校給食センターボイラー更新事業 | 〃 | |
| | | 学校給食センタープレハブ型冷蔵庫冷媒ユニット更新事業 | 〃 | |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

令和２年３月に「長沼町学校施設個別施設計画」を策定しましたが、本町の町立小中学校は構造躯体に不安があり、早急に改築するべきと判断され、改築後８０年を見越した点検・部位修繕周期が設定されました。このことを受け、令和２年１０月に「長沼町学校施設整備基本方針」を掲げ、個別施設計画及び施設整備基本方針の理念に基づいた、小中学校施設一体型の校舎新築や学校給食センターを併設するなど、建設コスト及びランニングコストを極力抑える方法で整備する必要があると考えます。

## 10　集落の整備

### (1)　現況と問題点

長沼町においては、昭和３５年国勢調査時点の１８，７６３人から人口は減少傾向にあり、平成２年から平成１２年にかけて人口が微増となったものの、その後減少に転じ、平成２７年国勢調査時点では、１１，０７６人と約7，６００人減少しています。

一方で、都市住民からは、豊かな自然環境や農的暮らし等を求めて、居住可能地に係る問い合わせが寄せられており、平成２２年度からは移住を考えている方に、本町の生活を体験できるよう「お試し暮らし体験住宅」を整備し、平成２５年度からは町内の空き家・空き地情報を町のホームページにより移住希望者等に提供する「空き家・空き地バンク」を取り組んでいます。

定住人口の増加は地域の活力に繋がるものであり、インフラ整備がされ、公共施設や商店等が集中し利便性の良い市街地区への誘導を行うとともに、農家跡地や非農地においても、家庭菜園等を楽しめる田園型住宅の建設が望まれます。

### (2)　その対策

① 不動産デベロッパーや地権者等と協力の下、民間の空き地並びに遊休町有地において、魅力的な宅地の整備に取り組みます。

② 「空き家・空き地バンク」をはじめ、インターネット等を利用した土地、建物等居住に係る情報提供を推進し、ホームページによる町営住宅、民間アパート情報を充実します。

③ 近隣自治体とも連携を図り都市部でのＰＲを行う等、地域への移住・定住を促進します。

④ 将来的に地域を支えていく「地域おこし協力隊」などの人材の確保、育成を進めていきます。

## 11　地域文化の振興等

### (1)　現況と問題点

経済や生活の向上、余暇時間の増大等、私たちを取り巻く環境の変化を背景として、町民の間で文化的欲求が高まり、本町でも町民会館や地区会館等において様々な文化・芸術の創作活動が行われているとともに、町民のニーズに応じて行政が行う各種鑑賞事業に加え、町民自ら実行委員会を組織し、自主的な活動として映画鑑賞会や各種コンサートが開催されています。

また、本町には町外から移住して優れた創作活動を行っている芸術家も数多く、町民への芸術の普及が期待されています。

さらに、平成２９年に開拓１３０年を迎えた本町には、先人の貴重な開拓財産をはじめ多くの文化遺産があり、これら町の文化や歴史を理解し、将来の文化の創造と発展の基礎として役立てることが重要です。

本町では郷土資料や美術品を展示する場所や保管する施設がなく、また、町民が美術作品を身近に触れる機会も少ないことから、専用施設の整備が課題となっています。

一方、本町の郷土芸能である長沼町勇獅子舞保存会、長沼百年太鼓保存会、長沼町田植歌おどり保存会については、次の世代に確実に継承されるよう支援が必要となっています。

今後とも地域に根ざした文化・芸術の振興を図るため、幅広い文化基盤の整備の推進が必要です。

### (2)　その対策

① 学習、生活文化、文化活動の拠点となり、郷土史、美術、科学等の学習に必要な資料を展示・収蔵する施設について、既存の公共施設を有効に活用する等、効率的な整備を推進します。

② 芸術文化活動の一層の充実を図るため、施設の有効的な利用の促進とともに、文化機能の整備を推進します。

③ 地域住民の学習、生活文化、文化活動の拠点ともなる公共施設の活用を図り、生涯学習の充実に努めます。

④ 地域の文化活動を担う団体や人材の育成、支援を行い、地域の文化活動を推進します。

## 12　再生可能エネルギーの利用の推進

### (1)　現況と問題点

世界のエネルギー使用量が増大し、石油・ガスなど化石燃料の将来的な枯渇の問題や、地球規模の温暖化への対応の必要性が多くの場で議論されています。特に環境問題では、地球温暖化防止の国際的な取り決めである「京都議定書」が平成１７年に採択され、平成２７年には、今後５年ごとに各国が温室効果ガスの削減目標を立て対策を進めることを義務づけた「パリ協定」が採択され、世界各国が協調して二酸化炭素など温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

町は、住宅用太陽光発電システム導入への助成をはじめとして、自然の恵みや地域の資源を有効に活用した新エネルギーの利用に取り組みを進めてきました。

今後とも、町の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、地球規模の環境問題の解決、町のイメージを高めるなどの観点から、新エネルギーの適切な導入促進を図ることが重要です。

また、事業所における生産活動や住民の日常生活等に起因する温室効果ガスの発生を少しでも抑えることが必要となっています。

町では、平成２４年に策定された「長沼町地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、公共施設・事務等の各方面において温室効果ガスの削減に取り組んできました。

今後、「長沼町地球温暖化対策推進実行計画」を改訂し、住民、事業者及び行政が協働して省エネルギーに取り組むことにより、温室効果ガスの排出が少ない、低コストで環境にやさしい地域社会構造へと転換していくことが必要です。

### (2)　その対策

① 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、重要な自然環境の保全に努め、地域の自然環境や景観との調和に配慮したエネルギー施策を推進します。

## 13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1)　現況と問題点

地域の持続的発展のためには、地域に住む住民が満足感を得られ、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思う個性ある地域づくりを図ることが必要です。

令和３年度からの第６期長沼町総合振興計画では、目指す姿を「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち ながぬま」と掲げ、「安全・安心で快適に暮らせるまち」「ひとと自然が共生する美しいまち」「ひとにやさしく健康に暮らせるまち」「地域産業で活力を生み出すまち」「多様なひとと文化を育むまち」「健全な行財政運営で活気あふれるまち」「ひとが集まり持続可能なまち」を目指し、各種施策に取り組んでいます。

今後とも、まちづくりを進めるにあたっては、住民や町内各種団体と行政との協働、ＰＦＩや委託等による民間企業との協働を積極的に推進する必要があります。

さらに、緑豊かな田園地域づくりを推進する上で、可能な限り地域内の資源利用を高め、循環性を確保していくことが必要であり、地域の自然条件や産業の特性を踏まえた自然エネルギーの活用、導入等により、環境負荷の少ない地域構造への転換を図ることが必要です。

### (2)　その対策

①　第６期長沼町総合振興計画で掲げる「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち ながぬま」と掲げ、「安全・安心で快適に暮らせるまち」「ひとと自然が共生する美しいまち」「ひとにやさしく健康に暮らせるまち」「地域産業で活力を生み出すまち」「多様なひとと文化を育むまち」「健全な行財政運営で活気あふれるまち」「ひとが集まり持続可能なまち」を目指し、各種施策を推進していきます。

②　行政と協働するＮＰＯの育成について推進します。

## 事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 | 長沼町町内就業者定住促進家賃助成事業<br>長沼町内で就業する（している）ため、町内の賃貸住宅に住む方の家賃の一部を助成する | 長沼町 | |
| | | 定住化促進事業<br>長沼町への移住・定住の促進のため、長沼町お試し暮らし体験住宅を運営管理する他、首都圏等での移住フェア出展を行う | 〃 | |
| | | UIJターン新規就業支援事業<br>長沼町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、首都圏から長沼町に移住し、新規に就職又は起業した方に移住支援金を支給する | 〃 | |
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 | 中山間地域総合振興対策事業<br>農業生産の維持、多面的機能確保に伴う直接支払 | 〃 | |
| | | 新規参入農業者誘致等特別対策事業<br>農業者の誘致及び担い手確保支援 | 〃 | |
| | | 農業経営基盤強化資金利子補給事業<br>経営改善計画等に則し、効率的・安定的な経営体の達成のための資金借入の利子補給 | 〃 | |
| | 商工業・６次産業化 | 農産加工品開発支援事業<br>農産加工品の技術的支援、新商品の開発事業、「ながぬまブランド」の創出 | 〃 | |
| | 観　　光 | 地域活性化事業補助事業<br>農業・商工観光等の活性化に伴う事業費補助 | 〃 | |
| | | 産業振興推進事業<br>農業・商工観光等の活性化に伴う事業費補助 | 〃 | |
| | 企業誘致 | 設備投資等補助事業<br>当町への立地促進を図るため、立地や設備投資等への支援を検討する | 〃 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 2　産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>企業誘致 | 地域特性を活かした地域経済牽引創出事業<br>廃校施設等の町内遊休地に対し、町内の農産物を活かした食品製造業や豊かな自然環境を活かした観光関連産業、地域高規格道路「道央圏連絡道路」を活かした物流業等への立地を推進するため、町として環境整備等、係る事業を推進していく | 長沼町 | |
| 5　生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業<br>生　　活 | 公営住宅長寿命化改善事業<br>建物の長寿命化を図るため、屋根・外壁等の改修を行う | 〃 | |
| | | 住宅リフォーム補助金助成事業<br>持ち家に住む方が町内業者を利用して行う住宅リフォームに係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | 環　　境 | 空家活用支援助成事業<br>空家を活用するために行う修繕工事に係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | | 特定空家解体支援事業<br>保安上、衛生上、景観上問題となっている空家の解体に係る費用の一部を助成する | 〃 | |
| | 防災・防犯 | 道路照明施設維持管理事業<br>町内行政区の所有・管理している街路灯の電気料等の一部を補助 | 〃 | |
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | 遠距離通園助成事業<br>保育園に通園している世帯の内、片道４ｋｍ以上の送迎を要する保護者に対する経済的負担軽減のための助成 | 〃 | |
| | 高齢者・障害者福祉 | 緊急通報装置設置事業<br>災害発生時等の緊急時における迅速かつ適切な緊急救助体制を確保するための装置９０台設置 | 〃 | |
| | | 高齢者運転免許証自主返納支援事業<br>高齢者の免許返納による、交通手段確保（1 名につき年間 550 円券を 24 枚） | 〃 | |
| | | 高齢者等移送サービス事業<br>通院・通所施設の利用等外出の際の移動手段の確保が困難な高齢者等を対象とした移送サービスの委託 | 〃 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障害者福祉 | 高齢者地域ケア推進事業<br>独居及び高齢者世帯を対象とした訪問・電話による孤独感の解消、安否を確認するサービスの委託 | 長沼町 | |
| | | 障害者ハイヤー料金・自動車燃料費助成事業<br>居宅で生活する重度障害者の生活圏の拡大及び福祉の増進のための助成 | 〃 | |
| | | 難病患者通院費助成事業<br>難病患者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため通院に要する交通費の一部を助成 | 〃 | |
| | | 人工透析患者通院費助成事業<br>人工透析患者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため通院に要する交通費の一部を助成 | 〃 | |
| | | 老人福祉施設措置事業<br>老人福祉施設入所費措置による高齢化対策 | 〃 | |
| | | 社会福祉団体補助事業<br>社会福祉協議会が実施する高齢者等に対して行う事業に対する補助 | 〃 | |
| | | 老人クラブ活動促進事業<br>高齢者が元気で活力のある日常を送るため、各地区における組織への活動費助成 | 〃 | |
| | | 高齢化対策事業（シルバー人材センター補助）<br>高齢化社会の現状を踏まえ、高齢化対策事業推進のための運営事業費を補助 | 〃 | |
| | 健康づくり | ながぬま温泉等使用料助成事業<br>町内施設利用料の助成による町民の疾病予防・健康増進を図る | 〃 | |
| | | 予防接種事業費<br>予防可能な疾病の重症化予防のため、予防接種費用の助成を行う | 〃 | |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>高齢者<br>健康づくり | 健康診査事業費<br>健診結果から自分の体の状態を知り、疾病の早期発見・治療を促進することで健康の維持と医療費の抑制を図る | 長沼町 | |
| 7　医療の確保 | (3) 過疎地域<br>持続的発展<br>特別事業<br>自治体病院 | 専門医医療確保事業<br>安心な地域医療及び診療科確保のため、眼科・皮膚科・麻酔科等の体制整備 | 〃 | |
| | | 救急医療確保事業<br>二次救急医療体制確保のため、医師及び看護師の確保 | 〃 | |
| | その他 | 乳幼児等医療費助成事業<br>高校卒業までの間における医療費の完全無料化のため、北海道医療給付事業の対象外費用について全額助成 | 〃 | |
| | | 重度心身障害者医療費助成事業<br>安心した在宅生活を送るため、重度の障害をもつ方の医療費について経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成 | 〃 | |